

平成24年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第5日目）

平成24年3月7日（水曜日）

◎出席委員（18名）

委員長 金野 次男

副委員長 米澤 まき子

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

森 長一郎 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

根本 朝栄 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

昌浦 泰己 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

総務課長 竹谷 敏和

収納課長 佐藤 利夫

健康課長 浦山 幸一

介護福祉課長 松岡 秀樹

国保年金課長 高橋 信子

下水道課長 加藤 幸

会計管理者(兼)会計課長 永澤 雄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

上水道部副理事(兼)管理課長 小幡 誠志

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 今野 淳

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 阿部 英明

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 佐々木 政則

管理課参事(兼)管理課長補佐 鈴木 利秋

下水道課長補佐 板橋 秀徳

下水道課副主幹 阿部 克敏

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開議

○金野委員長

皆さんおはようございます。

予算特別委員会最終日となりました。本日も慎重審議よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

- 議案第 23 号 平成 24 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

○金野委員長

まず、議案第 23 号平成 24 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○金野委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。国保年金課長。

○高橋国保年金課長

それでは、資料 9 の 47 ページをお願いいたします。

平成 24 年度国民健康保険特別会計予算策定資料に基づきまして、予算編成に係る主なものについて御説明を申し上げます。

資料の説明の前に、東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除関係につきましてお話を申し上げます。

一部負担金の免除措置に対する財政支援の取り扱いにつきましては、震災の特例法によりまして、平成 24 年 2 月 29 日までとなっておりますが、1 月 31 日付国からの通知によりまして、東京電力福島原発事故関係につきましては、25 年の 2 月 28 日まで、それ以外の被災区域はことしの 9 月 30 日まで延長されております。それに伴いまして、本市におきましても期間の延長を行っているところでございます。

そのような中でございますが、24 年度予算編成過程におきましては、震災に係る特例法の取り扱いが 24 年の 2 月 29 日までとなっておりますことから、予算編成後に国からの通知を受けまして、財政支援の具体的な内容、このことがわからないことから通常行う推計方法に基づいて予算は編成をしております。そのため、医療費の推計につきましては一部負担金等の免除相当分、それから国の財政支援等は含まれておりませんので、御了承をいただきたいと思っております。

なお、財政支援の具体的な内容がわかり次第、補正予算を計上させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、資料の説明を始めます。

初めに医療費の推計ですが、基本的には全 3 力年、こちらの実績から算出をしております。

積算の詳細につきましては、表の下に※印で記載をしたとおりの内容となっております。

また、この資料の読み上げにおきましては、款、項、目及び財源内訳は省略をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、まず、1 の一般被保険者医療費の推計（1）歳出。

若人ですが、表の 24 年度の欄で申し上げます。被保険者数の年平均が 1 万 260 人、被保険者 1 人当たりの診療費用額、入院が 8 万 5,099 円、入院外が 6 万 8,214 円、歯科が 2 万 1,955 円、計が 17 万 5,268 円、診療費総額が 17 億 9,825 万円でございます。

次に、前期高齢者ですが、これも 24 年度の欄で申し上げます。被保険者数の年平均が 4,766 人、被保険者 1 人当たりの診療費用額計が 37 万 6,269 円、診療費総額が 17 億 9,329 万 9,000 円でございます。

次の表が平成 24 年度推計です。若人に前期高齢者を加えたものでございます。表の左側から順に合計の欄で申し上げます。診療費総額が 35 億 9,154 万 9,000 円でございます。調剤等支給額は 9 億 9,701 万 4,000 円、これは診療費総額に調剤等支給割合を乗じたも

のでございます。療養の給付費支給額は 45 億 8,856 万 3,000 円で、これは診療費総額に調剤等支給額を加えたものでございます。次の公費負担額はありませぬので、同額が医療費になります。療養費は 7,768 万 5,000 円で、これは医療費に療養費割合を乗じたものでございます。保険者負担額は 37 億 8,848 万円で、これは医療費と療養費の計に保険者負担率を乗じたもので、これが一般被保険者に係る保険給付費でございます。

次のページをお願いいたします。

(2) 歳出(保険者負担額)の内訳でございますが、一般被保険者療養給付費は前ページ E 欄の療養給付費支給額に実績給付率を乗じたもので、33 億 4,902 万 4,000 円でございます。

療養費は、H 欄の療養費に実質給付率を乗じたもので、5,670 万円でございます。高額療養費は、療養給付費支給額と療養費を加えた金額に実績給付率を乗じたもので、3 億 8,275 万 7,000 円でございます。

高額介護合算療養費は、250 万円を計上させていただいております。

移送費は科目設定です。

次に、(3) 療養給付費負担金、一般被保険者に係る歳入でございます。算出式を申し上げますと、保険給付費総額から保険基盤安定繰入金の 2 分の 1、それから前期高齢者交付金及び療養給付費等交付金に係る前期高齢者交付金相当額を差し引いた金額にそれぞれの割合を掛けたものです。この割合についてですが、国民健康保険法の一部改正が見込まれておまして、平成 24 年 3 月診療分からは財政運営の都道府県単位間を円滑に進めるなどのため、県調整交付金は給付費等の 7%から 2%引き上げになりまして 9%になります。それに伴いまして、国の定率負担は給費等の 34%から 2%引き下げになりまして 32%になるものでございます。なお、県補助分の 9%のうち 1%分は第二号交付金になりますので、ここでの割合は 8%になるものでございます。それによりまして①国庫負担分が 100 分の 32 で 6 億 9,991 万 9,000 円、②国庫補助分が 100 分の 7 で 1 億 5,310 万 7,000 円、③県補助分が 100 分の 8 で 1 億 7,498 万円でございます。

次のページでございます。

2 の退職被保険者等医療費の推計ですが、算定の基本的な考えにつきましては、一般被保険者と同じでございます。

(1) 歳出医療費の推計ですが、表の 24 年度の欄で申し上げます。被保険者数の年平均が 1,048 人、被保険者 1 人当たりの診療費用額計が 31 万 5,781 円、診療費総額が 3 億 3,093 万 9,000 円でございます。

次に、その下の表、平成 24 年度推計でございます。推計の計算方法は、先ほどの一般被保険者と同様でございますが、表の右端の保険者負担額、こちらが 3 億 3,942 万 4,000 円でございます。

次に、(2) の歳出保険者負担額の内訳ですが、これも先ほどの一般被保険者と同じくそれぞれの金額に実績給付率を乗じたもので、退職被保険者等療養給付費が 2 億 9,419 万

7,000 円、療養費が 365 万 7,000 円、高額療養費が 4,157 万 1,000 円、高額介護合算療養費が 50 万円、移送費は科目設定でございます。

(3) 歳入算出、療養給付費交付金ですが、これは退職被保険者等に係る歳入でございます。算出式は、退職分の歳出予算額から退職分歳入予算額を差し引きまして、それに退職被保険者等の前期高齢者交付金相当額を加えたものでございまして、過年度分 1,000 円を加えまして、2 億 8,165 万 1,000 円でございます。

次のページでございます。3、後期高齢者支援金の算出からでございますが、これ以降につきましては、いずれも算出式を別記したものがございまして大枠の説明にとどめさせていただきます。詳細につきましては、後ほど御確認いただきたいと思います。

それでは 3、後期高齢者支援金の算出でございます。(1) の後期高齢者支援金と(2) 病床転換支援金(3) 後期高齢者支援金精算金を加えた金額が、(4) になります。7 億 7,389 万 1,000 円でございます。

(5) と(6) の事務費拠出金の合計は(7) になります。7 万 3,000 円でございます。

(8) は後期高齢者支援金負担金で、それぞれの負担割合を乗じまして、国庫負担分が 2 億 3,885 万 9,000 円、国庫補助分が 5,225 万円、県補助分が 5,971 万 5,000 円でございます。

次に、4 前期高齢者納付金の算出でございます。(1) 前期高齢者納付金が 141 万 8,000 円、(2) の事務費拠出金が 6 万 7,000 円でございます。(3) は前期高齢者交付金、歳入になります。14 億 1,391 万 1,000 円でございます。

次のページでございます。

5、介護納付金の算出でございます。(1) 介護納付金は 3 億 2,965 万 1,000 円でございます。

(2) 介護納付金負担金はそれぞれの負担割合を乗じまして、国庫負担分が 1 億 548 万 8,000 円、国庫補助分が 2,307 万 6,000 円、県補助分が 2,637 万 2,000 円でございます。

⑥ の高額医療費共同事業旅費拠出金の算出でございます。(1) の拠出金は、実績等に基づきまして国保連合会から示された金額でございまして、1 億 4,170 万 3,000 円でございます。(2) は、高額医療費共同事業に対する負担金でございまして、国、県それぞれ医療費拠出金の 4 分の 1 の 3,542 万 5,000 円でございます。

次に、7 の保険財政共同安定化事業拠出金の算出でございます。この金額も国保連合会から示された金額でございまして、5 億 4,352 万 2,000 円でございます。

以上で予算策定資料の説明を終わらせていただきます。

次に、予算書について説明を申し上げます。

資料 8 の 19 ページ、20 ページをお願いいたします。

歳出から御説明を申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 3,815 万 5,000 円は、一般事務に要する経費でございます。主

なものといたしまして、13 節委託料で、電算業務委託料として国保連合会関係分と本市の国民健康保険システム業務に係るもの、それからレセプト点検業務委託料でございます。次の 2 目団体負担金 469 万 4,000 円は、国保連合会への一般負担金でございます。

○佐藤収納課長

2 項 1 目賦課徴収費で 4,572 万 2,000 円の計上でございます。

初めに、説明欄、収納課関係で 1 の国民健康保険税収納管理事業 1,917 万 9,000 円でございますが、これは国民健康保険税の滞納整理事務に係る非常勤職員 6 名分の報酬、共済費及び郵送等の役務費が主なものでございます。

この収納管理事業の中で、14 節に使用料及び賃借料の公用車借上料として 17 万 4,000 円を計上しておりますが、ここですみません、恐れ入りますが資料 4 のほうをお願いしません。資料 4 の 12 ページでございます。これは、国民健康保険特別会計の第 2 表債務負担行為の表でございますが、現在借り上げております公用車が平成 24 年度の年度途中に契約満了となりますことから、改めて借り上げ契約を行うため、記載のと通りの期間、限度額で債務負担行為を設定させていただくものでございます。

恐れ入ります、もう一度資料 8 の 20 ページにお戻りください。先ほどのページです。

下から 6 行目、2 の滞納管理システム運用事業ではリース料として 500 万 8,000 円を計上しております。

3 の訪問勧奨収納事業では委託料として昨年同様 1,801 万 4,000 円を計上してございません。

○高橋国保年金課長

次のページをお願いいたします。

国保年金課分でございます。1、国民健康保険税賦課事業 352 万 1,000 円は、国保税納付書の印刷や郵送に係る経常経費でございます。

3 項 1 目運営協議会費 41 万 8,000 円は経常経費でございます、年間 5 回の会議開催を予定してございます。

4 項 1 目趣旨普及費 63 万円は、窓口業務や保険証の更新時に配布するパンフレット等に係る経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。23 ページでございます。

2 款の保険給付費でございます。初めに、前年度との比較について総括的に御説明を申し上げます。23 ページの左上のところになります、保険給付費の本年度予算額 41 億 8,729 万 9,000 円でございます。前年度が 40 億 2,154 万 2,000 円でございますので、率にしますと当初予算比で 4.12%の増加を見込んでございます。（「ちょっと待って、どこなの」「21 ページだ」の声あり）23 ページの左上ですね、一番上保険給付費の。23 ページのすみません、右上です。右上の数字ありますけれども、（「はい、了解」の声あり）これが今年度 41 億 8,729 万 9,000 円でございます。前年度が 40 億 2,154 万 2,000 円でございますので、率にしますと 4.12%の増加となるものでございます。

また、23年度の補正予算第2号との比較でございますが、一部負担金等免除等相当額を差し引いた金額、こちらには記載ございませんけれども、保険者負担額との比較では1.46%の増加を見込んでございます。

次に、それでは2款1項1目一般被保険者療養給付費から4目退職被保険者等療養費までは、先ほど資料で御説明申し上げましたので省略をさせていただきます。

5目の審査支払手数料1,065万円は、国保団体連合会に対するレセプト審査支払事務委託料でございます。

2項1目一般被保険者高額療養費から、次の25ページになりますが、4目退職被保険者等高額介護合算療養費まで、それから次の3項1目一般被保険者移送費、2目退職被保険者等移送費につきましても、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略をさせていただきます。

次に、4項1目出産育児一時金4,032万円は、1件当たり42万円で96件分を計上いたしております。

2目支払手数料につきましては、96件分の手数料でございます。

次のページをお願いいたします。

5項1目葬祭費540万円は、1件当たり5万円で、108件分の計上でございます。

3款の後期高齢者支援金等、それから4款の前期高齢者納付金等につきましては、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目老人保健医療費拠出金でございますが、事務費分で4万1,000円の計上でございます。医療費分につきましては、本年度は見込みがないものでございます。

次に、6款の介護納付金、それから、次のページでございます。7款1項1目高額医療費共同事業拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、いずれも先ほどの資料で御説明を申し上げましたので省略させていただきます。

8款1項1目保健衛生普及費で2,135万4,000円でございます。1、保健衛生普及事業ですが、1,074万3,000円は19節負担金、補助及び交付金が主なものでございます。このうち検診負担金は国保加入者の胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診など9種類の検診に係る負担金で、延べ6,680人の自己負担分の助成を見込んでございます。

また、2の脳検診助成事業ですが、こちらは平成21年度から開始をしておりますが、40歳から5歳ごとに70歳までの国保加入者を対象といたしまして、1人当たり1万円を補助するものでございます。今年度500人分で500万円とそのほかに事務費経費を見込んでございます。

次の、3の医療費通知事業ですが533万円は、医療費通知6回分とジェネリック医薬品の差額通知1回分を見込んだものでございます。

○浦山健康課長

2目特定健診事業費2,195万4,000円の計上でございます。メタボリックシンドローム

に着目した特定健康診査を実施するものでございまして、主なものは、13 節委託料の 2,585 万円で、国保連合会への特定健診等のデータ処理料が 105 万 6,000 円と塩釜医師会への特定健診委託料が 2,440 万 3,000 円で、4,294 人の受診を見込んでございます。次のページをお願いします。

3 目特定保健指導事業費で 930 万 9,000 円の計上でございます。特定健康診査の結果に応じて階層化をし、積極的支援、動機づけ支援等の保健指導を実施するものでございます。主なものは、1 節の報酬 228 万 6,000 円で、指導に従事する非常勤職員それに 13 節委託料の 659 万 9,000 円で、積極的支援 90 名、動機づけ支援 160 名の計 250 人を見込んでございます。

○高橋国保年金課長

続きまして、9 款 1 項 1 目基金積立金 1 万 9,000 円は財政調整基金の積み立て利子でございます。

10 款 1 項 1 目利子 12 万 4,000 円は、一時借入金が生じた場合の利子でございます。

○佐藤収納課長

次のページをお願いいたします。

11 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金 830 万円及び 2 目退職被保険者等保険税還付金 50 万円は保険税の過誤納還付金でございます。

3 目一般被保険者保険税還付加算金、4 目退職被保険者等保険税還付加算金、5 目償還金につきましては、いずれも科目設定でございます。

○高橋国保年金課長

11 款 2 項 1 目一般会計繰出金は科目設定でございます。

12 款 1 項 1 目予備費は 1,015 万 2,000 円でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、同じ資料の 5 ページ、6 ページをお願いいたします。

5 ページでございます。

歳入でございます。

初めに国民健康保険税についてですが、東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の減免につきまして、平成 23 年度に課する当該年度分の国保税について適用しておりますが、2 月 9 日付で国からの通知により 24 年度におきましても、保険税減免措置に対する財政支援の期間が延長されることとなりました。しかしながら、予算編成過程におきましては、国の財政支援については未確定であったため、通常の基準により算定をいたしております。そのため、当初予算においては国保税の減免、それから国の財政支援等が含まれておりませんので、御了承いただきたいと思っております。

なお、財政支援の内容についてでございますが、現在具体的な内容が示されておりませんので、詳細がわかり次第、国保税の減免関係、補正予算の計上させていただきますので、よろしくをお願いいたします。



内容の説明に入ります。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は 13 億 5,320 万 2,000 円でございます。

節ごとに申し上げますと、1 節医療給付費分現年課税分が 9 億 2,848 万 8,000 円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分が 2 億 6,307 万 9,000 円、3 節の介護納付金分現年課税分が 8,637 万 2,000 円でございます。こちらは収納率を 91%に見込んだものでございます。4 節医療給付費分滞納繰越分が 5,523 万 2,000 円、5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分が 1,437 万 9,000 円、6 節介護納付金分滞納繰越分が 565 万 2,000 円でございます。収納率を 15%に見込んだものでございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税は 1 億 4,020 万 4,000 円でございます。

節ごとに申し上げますと 1 節医療給付費分現年課税分が 8,990 万 5,000 円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分が 2,537 万 6,000 円、3 節介護納付金分現年課税分が 2,083 万 2,000 円でございます。収納率を 98%に見込んだものでございます。

4 節医療給付費分滞納繰越分が 272 万 7,000 円、5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分が 73 万円、6 節介護納付金分滞納繰越分が 63 万 4,000 円でございます。収納率を 20%に見込んだものでございます。

○佐藤収納課長

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目督促手数料は、前年同額の 100 万円を計上してございます。

○高橋国保年金課長

3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 1 節現年度分は 10 億 4,426 万 6,000 円でございます。

なお、詳細につきましては、先ほど資料で御説明申し上げましたが国庫定率負担分が 2%引き下げになったことによりまして前年度と比較いたしまして減額となるものでございます。失礼しました、2 節過年度分は科目設定でございます。

2 目高額医療費共同事業負担金も、先ほどの資料のとおりでございます。

○浦山健康課長

3 目特定健診負担金で 598 万 1,000 円の計上でございます。40 歳から 74 歳までの特定健康診査の受診見込み者数 4,290 人に係る国庫負担金でございます。国の基準額に受診見込み者数を乗じて算出しております。負担割合は 3 分の 1 でございます。

4 目特定保健指導負担金で 83 万 1,000 円の計上でございます。特定保健指導事業の指導見込み者数 250 人に係る国保負担金でございますが、動機づけ支援と積極的支援の負担基準額にそれぞれの指導見込み者数を乗じて算出しております。負担割合は 3 分の 1 でございます。

○高橋国保年金課長

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目財政調整交付金で 2 億 7,343 万 3,000 円でございます。1 節普通調整交付金は

2億2,843万3,000円ですが、これも先ほどの資料のとおりでございます。2節特別調整交付金は4,500万円ですが、その他特別の財政事情に該当するものとして計上をしております。

出産育児一時金補助金につきましては、平成23年度までの補助金でございます。補助金が終了したことに伴いまして廃目となるものでございます。

4款1項1目療養給付費交付金で2億8,165万1,000円でございます。1節現年度分は2億8,165万円で、これも先ほどの資料のとおりでございます。2節過年度分は科目設定でございます。

5款1項1目前期高齢者交付金、それから、次のページをお願いいたします。6款1項1目高額医療費共同事業負担金も、先ほどの資料のとおりでございます。

○浦山健康課長

2目特定健診負担金で598万1,000円の計上でございますが、これは特定健診事業の県負担金で、先ほど御説明申し上げました国庫負担金の算出と同様でございます。

3目特定保健指導負担金で83万1,000円の計上でございます。これも特定保健指導事業の県負担金で、こちらも国庫負担金の算出と同様でございます。

○高橋国保年金課長

次に、2項1目県の財政調整交付金につきましても、先ほどの資料のとおりでございます。

なお、説明欄、下のほうですね、2号交付金2,100万円とございますが、こちらはレセプト点検や経営状況等良好等に係る交付金で2,100万円を見込んでございます。

2目乳幼児医療費補助金246万4,000円は、県の事業運営強化補助金で、当該事業見込み額に係る2分の1でございます。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金1億4,848万6,000円、2目保険財政共同安定化事業交付金5億6,426万4,000円は、高額医療費等に対する国保連合会からの交付金でございます。これらの交付金につきましては、これまでの収納状況を考慮いたしましてこの金額を見込んだものでございます。

8款1項1目利子及び配当金1万8,000円は、財政調整基金の利子でございます。

次に、9款1項1目一般会計繰入金は5億4,995万3,000円でございます。1節保険基盤安定繰入金2億1,579万1,000円は、保険税軽減分と保険者支援分に係るものでございます。次に、2節職員給与費等繰入金8,861万9,000円は、歳出の1款の事務経費に充てるものでございます。

3節出産育児一時金繰入金2,688万円は、歳出2款の出産育児一時金の3分の2でございます。

4節財政安定化支援事業繰入金は2,479万6,000円で、前年度と同額を見込んでございます。

5節その他一般会計繰入金1億9,386万7,000円ですが1、乳幼児医療費分で246万

4,000円ですが、こちらは県の乳幼児医療費助成事業運営強化補助金と同額でございます。2の国民健康保険特別会計財政支援分につきましては、1億9,140万3,000円ですが一般会計からの財政支援分でございます。国民健康保険特別会計の財源不足に対しまして、不足額の2分の1を支援していただくものでございますが、その平成24年度分として一般会計からの財政支援として繰り入れを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

10款1項1目療養給付費交付金繰越金と2目その他の繰越金は、それぞれ科目設定でございます。

○佐藤収納課長

11款1項1目一般被保険者延滞金は、前年度同額の100万円を計上しております。

2目退職被保険者等延滞金につきましては、科目設定でございます。

○高橋国保年金課長

11款2項1目市預金利子につきましても科目設定でございます。

3項1目一般被保険者第三者納付金200万円は、前年度同額で計上しております。

次のページをお願いいたします。

2目退職被保険者等第三者納付金50万円、3目一般被保険者返納金10万円、こちらいずれも前年度と同額の計上でございます。

4目退職被保険者等返納金1,000円、それから5目の雑入1,000円は、科目設定でございます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

○金野委員長

課長、質疑の前に23ページの40億2,000万円のやつがないので、多分これ21ページの間違いじゃないかと思いますが、その辺もう一度説明を求めます。意味わかりますか。

○高橋国保年金課長

わかりました。すみません。では23ページお願いいたします。

23ページの右上なんです、本年度の保険給付費の予算額が41億8,729万9,000円でございます。前年度がこちらにはちょっと載ってございませんので数字を申し上げます。

(「前のページの下じゃないのと言っているの」の声あり) 21ページの一番下の2款の保険給付費の右上に書いてあります41億8,729万9,000円これが本年度の予算でございます。(「どこにあるの」の声あり) それで、前年度ごめんなさい、前年度の予算額でございますが、21ページの前年度予算額というところですね。ここが40億2,154万2,000円でございます。申しわけございません。23ページではなくて、ごめんなさい、21ページの本年度予算額41億8,729万9,000円、それから全年度が40億2,154万2,000円でございます。当初予算との比較にしますと4.12%の増加を見込んでございます。申しわけございませんでした。

○金野委員長

わかりました。

● 歳入歳出一括質疑

○金野委員長

これより歳入歳出一括質疑を行います。

○柳原委員

先ほど、財源で国庫の負担割合が34%から32%に、「何ページですか」の声あり）何ページといいますか、資料9の48ページです。そして、県の負担割合が7%から9%に2%ふえたという説明がございましたが、これは何でこういう変更が行われたかということと、あとそれが多賀城市の国保財政に何らかの影響があるのかどうかという点をお聞きします。

○高橋国保年金課長

今回の国保の定率負担分が2%引き下げになって、都道府県、県のほうに2%それが移ったということなのですが、これは社会保障と税の一体改革の中で、市町村国保の構造問題の対応といたしまして低所得者の保険料に対する財政支援の強化であったり、それから財政運営の都道府県単位の推進であったりと、こういったことですね、あと財政調整機能の強化であったりという項目、国保に対する財政基盤の強化という項目の中に入っておりますが、今共同安定化事業、1件30万円から共同安定化事業として行っているんですが、これを27年度からは1円から全部共同安定化しようというふうな考えで今進んでいるところでございます。その暫定の間、都道府県の財政調整、都道府県化をするためにスムーズに都道府県財政調整安定化、都道府県単位化にするためにスムーズにするということで、まず国のほうの2%が都道府県に移行したということになります。

○柳原委員

単純に考えますと、国の負担割合が楽になって都道府県の負担が重くなったというふうに見えるんですが、やっぱりそれによって県の国保財政が大変になるとかそういう心配はないんでしょうか。

○高橋国保年金課長

国のほうの考え方といいますか、ちょっといろいろ説明を受けましたときには、国のほうで市町村間の財政調整をするときに、より地域の実情に応じて医療の水準であったり、それが各都道府県でいろいろでございますので、その都道府県によって実情によって対応ができると。これは国よりも県単位でやったほうが財政調整をしやすいということで2%の加算になったと、移行になったというふうに聞いてございました。県のほうでは、本来ですとこの2%分につきましては財政調整に国のほうでは使ってほしいという意向があったように私はちょっと聞いたんですけれども、一応宮城県のほうではこれは財政調整ということではなくて、定率で各市町村のほうにお配りするというふうな回答を得ております。

○柳原委員

先ほど27年度から国保のこういったものを念頭に置いた改革だと思うんですが、国保が

県単位に例えばなるとすると、多賀城市が独自に国保財政に一般会計から繰り入れて保険料の値上げを抑えている方法なんかが今度使いにくくなるというような懸念はないのでしょうか。

○高橋国保年金課長

広域化という話になりますと、今も広域化の支援方針というもの県のほうで取りまとめてやっております。いろいろ取り組みがございまして、まずは収納率に関しましては、目標収納率というものを市町村ごと、自治体ごとに設定されまして、それは動いているところでございます。それから、もう一つは保険財政の共同事業、これについてとそれから保険料についても保険財政共同にしますと、今度は拠出金関係なんですけれども、1円まで拡大されますと拠出金がかかなり大きくなるという自治体も出てこようかと思えます。そうしますと、それに見合った保険税の設定ということになりますので、大分一律に県のほうで取りまとめて自治体ごとに保険税の率が設定をされてくるのではないかなというふうにちょっと懸念されるところがございまして、それがいい保険者さんもあれば、ちょっと悪いと言ったらおかしいですけども、ちょっときつい保険者も出てくるのではないかなということは想定されるところでございます。

○昌浦委員

資料8の12ページ、2号交付金なんですけれども、先ほどレセプト点検ほかということだったんですけども、2,100万円のうちレセプト点検にかかわる部分というのはお幾らなのか。

○高橋国保年金課長

今23年度申請をしておりますので、それが満額になるかどうかちょっと確定ではないんですが、今申請を出しております金額で申し上げます。レセプト点検に関しましては、779万3,000円を見込んでございます。

○昌浦委員

そうしたら、同じ資料8の20ページなんですけれども、ここに総務費の一般管理費かな、委託料でレセプト点検業務委託料660万4,000円、この金額からすると委託料そのものが県の財政調整交付金で認められれば、779万3,000円であれば、このレセプト点検業務委託料の660万4,000円は当然賄えるというふうに判断してよろしいんですか。

○高橋国保年金課長

昌浦委員おっしゃるそのとおりでございます。

○昌浦委員

それで、このレセプト点検を委託してやっていらっしゃるんですけども、実績的にはどうなんでしょうか、年額的に660万4,000円をかけてどのくらいの費用対効果があるのか興味のあるところなんです。ですから、その辺わかる範囲で結構ですから、各年度でどのくらいの実績を挙げたのかお教えいただきたいのと、もう一つは過誤調整というのをたしかやっているはずですね。過誤調整は月幾らぐらいの調整額になっているのか、平均値で結構で

すからそれも教えてください。

○高橋国保年金課長

レセプト点検なんですけど、実際には県の調整交付金のほうは、2号交付金のほうは先ほど申し上げました770万円になりますけれども、そのほかに実際にレセプトそのものを点検いたしまして再審査に上げて査定になってくると、そういったものもございまして。そちらはまたこちらの調整交付金のほうには入っておりませんで、その分といたしますと大体年間で例年300万円くらい査定点数としては効果が出ているということでございます。

それから……、「過誤調整」の声あり）すみません、過誤調整ですね。過誤調整は、これは資格が国保でない方、そういった方々の分を、丸々請求点そのものを医療機関のほうにお返しするというような形になります。こちらにつきまして、月ごとということだったんですけども、年間で大体1,000万円を超す金額になってございます。

○昌浦委員

660万4,000円かけて、300万円ぐらいしかないということですよ。ちょっとあれっと思ったんですよ。結局660万4,000円かけて300万円では、300万円の手出しになっていませんか。例えば660万円かけて、費用かけて3,000万円ぐらいの5倍ぐらいの、多賀城市がもうかるといったら変ですけども、多賀城市にとって有利な金額になるというんだったらいいんですけども、何かこうレセプト点検業務委託をしている割には費用的なものとして300万円というのは、ちょっとえっと思うんですけども、何かしら費用対効果を上げる方策というのはあるんでしょうか。

○高橋国保年金課長

600万円をかけて300万円しかちょっとレセプト点検の効果がないというお話だったんですけども、レセプト点検なんですけれども資格がある職種ではございません。ですので、一般の事務補佐員のような形で雇用するというのも可能なんですけれども、実際に見ておきますと民間の資格検定とかありまして、そういった資格を持っていらっしゃる方でもちょっと点検となりますとなかなか査定というか、効果が上がらない。やはり実務の経験が一番重要なかなと思っております。300万円につきましては、多かたり少なかたりということではなくて、コンスタントにと言ったらおかしいですね、例年300万円程度効果が出ております。特に多賀城の場合なんですけど、委託業者の中に歯科の点検をする方、これは県内のほうちょっと確認してみたんですけども、歯科の点検をする方がいらっしゃらないようです。本当に数える自治体しかない。その中で多賀城は、歯科が特に申し立てといたしますか査定率が本当に高く上がっておりまして、これもやはりベテランの方、あるいは歯科専門の方がいらっしゃって、お願いをしている結果かなというふうに思っております。300万円という数字なんですけれども、医療機関が間違いなく請求をしていただければ、この金額については本当はこんなに多く出て来られちゃ困るのかなという感じもしているところがございますので、その辺は費用対効果といたしましては、毎年きちんとレセプト点検をしていただいているということで効果は上がっていると。また医療機関に対して

の抑制もされているのかなというふうに感じております。

○昌浦委員

私やっていたんですよ。この仕事を。だから余りにも少な過ぎるからびっくりしたんです。あのころは委託なんかしていません。私がやっていたころ。国保年金課に行くとかかなりの女性の方たちが一生懸命になってレセプトを並べてずっと見ていたりしていますよね。それで300万円、うーん。まあ体制的にそれくらいで推移しているというのであればそれでしょうがないかもしれませんが、医療機関によって傾向と対策が違うということは御存じですね。慢性疾患指導料を、今あるかどうかわかりませんが、たまに初診料で請求してきたりとか、いろんなふうなやり方をやっているの、本来的に言えば再診料で賄えるはずが、1、2カ月診療があいているといきなり初診料で請求されたりとかという、以前はずっと再診でかかっていたやつとか。あるいは慢性疾患指導料で請求されていたものが、胃炎が慢性胃炎になったり、またあるときになると胃炎で初診料というふうな医療機関のミスとも何とも言えないところもあるんですよ。でもそこを保険者は見といて、これは以前からこの被保険者は同一疾病でかかっているはずではないかということや何かからしてずうっと追跡していくんですよ。レセプト、例えば私なら私のレセプトを過去1年間くらい並べてずうっと病名を追っかけていくんですよ。そういうことは当然なさっていらっしゃるの300万円であれば私も納得はいくところですけども、何かしらこれからは、委託した限りは委託した金額と同等ぐらいの費用対効果を上げてほしい、最低そこは私お願いしておきたいと思うところです。

しかしながら、いろいろと調べていってもわからないところとか、あるいは医療機関のほうで逆に再審査みたいな形で、いや、違う、間違っていない等々含めていろんなことがあるとは思いますが、やはり660万4,000円をかけた分は660万円ぐらいはレセプト点検の実を上げていただきたいと、これ要望にしておきます。以上です。

○根本委員

ただいまのレセプト点検の関係なんですけれども、レセプト点検の強化は非常に大事な視点でございまして、補正予算のときも申し上げましたけれども、今昌浦委員がおっしゃったように業務委託は660万4,000円でやっていますけれども、それ自体が妥当なのかどうかという、市で直接やったほうがメリット、デメリットを精査してどうなのかということ、ぜひ24年度中は、職員でやった場合どのぐらいの経費がかかるのか、今の体制でできるのか、そういうことも含めてやっぱりきちっとしてやっていただきたいと思うんですね。これ非常に大事な視点だと思いますので、24年度中にはそういう角度からも検討していただきたいと思いますがいかがでしょう。

○高橋国保年金課長

レセプト点検なんですけれども、先ほども申し上げました点検事務、業務につきましては大変ちょっと難しいところもあって、実務の経験がないとなかなか成果が上がらないもののかなというふうに感じております。これを職員でやるとなると、今委託業者さん25

時間でございますけれども、4人ほど来て点検をしております。職員がこれをやるとなりますと、平均が800万円としますと3,000万円ちょっとかかるようなイメージですね。それから非常勤、以前は非常勤雇用でレセプト点検もやってございました。ただ非常勤ですと、これが一般事務補佐員と同じ扱いになりますので、雇用が5年でそれ以上継続できないという縛りがございます。ちょうど全くの素人の方がレセプト点検に来ていただいて点検事務をやって、ちょうどなれてきてベテランになったあたりで再雇用ができないというそういうこともございます。そういった意味で、委託に切りかえたという経緯がございまして、労務管理その他いろいろ考えますと、今の委託が成果を落とさずに非常勤でやっていたときと成果を落とさずに、それ以上の成果を上げていただければなおよろしいんですけれども、落とさずに成果を上げていただいているのかなという認識をしております。

○根本委員

新たに雇用するとなるとそうなるんですね。今の現体制でできないかということをお私、現体制と言ったんですけれどもね。足りない分1人、2人というのはあるかもしれないけれども、今の現体制では無理だと、こういうことですか。

○高橋国保年金課長

すみません、現体制と言いますと今のいる職員の中でということですか。ちょっと難しいのではないかなというふうに私自身は感じているところなんですけれども。

○根本委員

それでは、32ページ、医療費通知事業で、6回は医療費の通知を出して、1回は差額通知を出すと言っていましたね。その差額通知の出し方の問題なんですけれども、まずこれは基本的には一般質問でも申し上げましたようにジェネリック医薬品の普及促進を図ると、そういう意味で通知を出すということによろしいですか。

○高橋国保年金課長

そのとおりでございます。

○根本委員

そうすると、普及促進を図る内容の通知でなければいけませんね。そういう意味ではどういう通知を出すんでしょうか。

○高橋国保年金課長

ちょっとお待ちください。レセプトのほうから抽出いたしました内容、例えばこれが後発医薬品を使った場合は、これくらいの差額というか効果がありますよというような通知になると聞いておりました。

○根本委員

そうだと思うんですけれども、差額がわかるような通知を出すんでしょうけれども、要するに受け取った方が、このぐらい安くなって同じ効果があって、これに切りかえようかなとこういうふうに思ってもらわないと意味がないんですね。ただ出せばいいという問題じゃなくて、例えば厚生労働省が今推奨しているんですよとか、そういうことも含めて受け取った



方が安心して切りかえられるようにしないと不安があるわけですよ。だからそういうこともきちっと記入をしながら書いてやるのが一つと、あとやっぱり広報誌なんかでも特集なんか組んで後発医薬品特集とかでね、ジェネリック医薬品の効能とか、そういうことをPRする、そういうことを載せることも大事でしょう。そういう両面から、ああこれにかえると自分の負担も少しは安くなるし、効能は同じであれば安い方がいいわと、こちらにしましようというふうになるような通知でないといけないので、そういう通知になっているかということをお聞きしたいんです。

○高橋国保年金課長

失礼いたしました。このジェネリックの差額の通知につきましては、国保連合会のほうに委託をして行うこととしております。宮城県の全市町村といいますか、これが国保連合会に委託をして、やりますか、やりませんかという照会はくるんですけども、多賀城はこれに手を挙げてやりますということでしたので、そこまで効能の関係であるとか、そういったお知らせについては、はがきのタイプになりますのでちょっと網羅されないのかなと思いますが、これからレイアウトとか可能であればそういったことも、多分見開きになると思いますので、広告部分といいますかそういった部分に載せられるのが可能であるか、そういったことは要望してまいりたいと思います。

それから、啓発の部分なんですけれども、確かに後発医薬品について本当に大丈夫なのかなと、新しい薬が出ているのに大丈夫なのかなというお客様の心配される部分とかがあると思います。そういった部分がちょっとネックとなっていて、なかなか普及促進につながらないのかなということも感じておりました。これは広報誌、これを使いまして、ちょっとシリーズというものではないかもしれませんが、定期的にお知らせを載せたいと思います。

○根本委員

どうせ通知を出すならば有効的に効果があらわれるように、そういうふうに出さなければ意味がないので、経費もかかりますし、そういうことでしっかり取り組んでいただきたい。研究をしてお願いをしていただきたいとこのように思います。

それから、歳入関係で、本年度は1億9,000万円財源が足りない分を一般財源から投入するというところでございますけれども、これは本来の3年間の3年度目は1億9,000万円出すという予定どおりの財源ということでよろしいですか。

○高橋国保年金課長

少々お待ちください。財政推計をいたしましたときには、22、23、24で税と一般会計からの繰り入れ2分の1ということでお話を差し上げました。結果的に22年度財源不足が生じませんでしたので、繰り入れは行っておりません。そうしまして、23年度は前回補正のほうで23年度の不足分ということで入れさせていただくことにしております。その3年間のトータルで2分の1というふうに考えますと、予定の範囲での繰り入れということになります。

○根本委員

さきの補正で7,000万円追加したでしょう、1億7,000万円になって今回1億9,000万円だと約3億6,000万円ですね。当初の予定22年度はゼロだけれども、23年度24年度で市が考えた財源の負担になるという理解ですよ。これがまたどういうふうに医療費が変わっていくか、これは年度当初ですから医療費がぐっと伸びればまた拠出しなければいけないと、こういう問題も当然あるわけですね。23年度のように。だからこれは現段階では何とも申し上げられません。今国のほうではなかなか医療費のことの議論というのは進んでいないようなんですね。25年度というのは来年ですよ。25年度から医療費の改正を行うということで3年度の暫定措置をとったというのが多賀城市の対応でした。今の現時点で国のほうから、どういう方向性なり何かございますか。

○高橋国保年金課長

国のほうでは、社会保障と税の一体改革の中で市町村国保、こちらの財政基盤の強化ということでございますけれども、保険基盤安定制度の拡充ということで軽減対象世帯、こちら2割、5割、7割軽減しておりますが、これをちょっと拡大するということを示されております。それから、保険者支援制度、こちらについてもさらに今算定の方法をちょっと変えまして、低所得者が多い保険者のところには少し手厚く財政支援をするというようなことも示されております。それから、先ほども申し上げましたけれども、共同事業関係ですね、これを都道府県単位化にして今1件30万円以上なんですけれども、これが1件1円全部に広げるということでこれも考えております。いずれも27年度からということでその間の暫定措置としては今現状の財政基盤の安定制度、それから財政保険者支援制度ですね、こちらのほうは暫定的に26年度までは継続するというふうなことを示されております。

○根本委員

医療費の抜本制度の改革、後期高齢者とかね、そういうことはいかがですか。

○高橋国保年金課長

高齢者の医療制度なんですけれども、これについては関係者の意見を踏まえた上で制度の施行を目指すというふうにされておるようです。まだちょっと年度のいつからということを示されたものがまだ届いてはおりません。

○根本委員

そうすると、今27年度からそういうふうにするというお話をいただきました。25年度、26年度は従来どおりというわけですよ。そうすると、抜本的な改革にはなっていないんですね。後期高齢者医療制度のほうもはっきりとしない。もしかするとずるずるこの形でいく可能性もあるというふうにもし考えた場合に、24年度中にもう一度考えなきゃいけないですね。多賀城市としては、もし、そういうふうになった場合は多賀城市としてはどういうふうを考えて対応していかざるを得ないでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

24年度の当初予算編成に当たりましては、当面議員の皆様方に御説明を差し上げました財

政計画というふうなことで、財源不足を補うということで御承認をいただいたということで、それにのっかって24年度はやるというふうなことでございます。25年度以降につきまは、いわゆる23年度の実績が9月の定例会で御報告するような形になると思いますので、22、23年度の実績を踏まえて、また24年度の間接報告というふうなこともございますので、それまでの推移を勘案した上で事務局のほうで25、26のあり方について、その時期ぐらいには改めて素案を作成をして御説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○根本委員

そういうふうな流れを踏まざるを得ないんですね。だから、私が一番心配するのは、東日本大震災が発生して、そして大変な状況の中で、今の保険税だけでも大変な負担なのに、今は免除されているとかいろいろありますけれども、25年度、26年度はそうはいかないでしょう。そういうときに、新たにまた負担を求めるということが果たしてできるかということなかなか苦しいですよ。そういう意味では早く国のほうでは方針を出して、きちっとした形にしてほしいと願っている1人なんです。そういう意味ではまだ国の方向性が決まっていなくて、ぜひとも私も私なりの立場で、議会なりの立場で、市長も担当者もやっぱりそれなりの立場で、早く医療制度の抜本改革、そしてまた市民の皆さんに負担をこれ以上かけないような方向性での社会保障と税の一体改革をお願いしたいということは声を大きく上げるべきだとも思いますけれども、いかがでしょう。

○鈴木保健福祉部長

ただいま、根本委員がおっしゃる、私たちが全くそのとおりだというふうに考えておりますので市長とも協議をし、市長会等も通じまして大きな声を国に向けて上げていきたいとこのように考えております。

○金野委員長

まだまだいるようですので、ここで10分間の休憩をいたします。

再開は11時25分。

午前11時15分 休憩

---

午前11時25分 開議

○金野委員長

おそろいですので、再開いたします。

○戸津川委員

それでは、薬価代について、お薬代についての質問をさせていただきます。何ページというのがちょっとよくわからないので全般的なことにもなるんですが、実は最近医療費が支払えなくて生活困窮者とか、低所得者の方々に対して無料低額診療という制度が広がっているというふうにお聞きをしたんですが、この近隣の医療機関で無料低額診療を行っている機関がどれくらいあるというふうに、もしおわかりになれば教えてほしいんですが。

○高橋国保年金課長

無料低額診療ですね、宮城県ですと5医療機関がやっておるようでございます。

○戸津川委員

その病院が掖済会とか厚生病院とか何か私も聞いてきてはいたんですが、そういう病院がやっているんだけど、そこで問題になっているのが医療費については低額無料ということで、その病院自身が負担をしているということらしいんですけども、薬価代については院外処方ということで、薬代は生活困窮者でお支払いができないような方に対してもお薬代はいただかなきゃならないという制度だというふうにお聞きをしました。それで、もしおわかりになりましたら無料低額診療の該当者で薬価代がどれくらいになるかという、多賀城市民です、市民で無料低額を受けているんだけど薬の負担をしなきゃならなかった人たちがどれくらいいるのかという数字、おわかりになれば教えていただきたいんですが。

○高橋国保年金課長

今どのくらいいらっしゃるのかという御質問なんですが、ちょっと人数、それから金額等についての把握は今のところしておりません。

○戸津川委員

近くの病院でちょっとやっというところでお聞きいたしましたら、その病院では昨年で200件ぐらいうったということで、そこであれば多賀城市の人が何件行っているかはわかりませんが、半分と見ても100件ぐらいたろうと思います。実は高知市では既に薬価代に対する市町村で薬価代をせめて補助しようとして、本来は国がやらなければいけない仕事だとは思いますが、そういうことを市町村、高知市として薬価代は補助しようということになったという新聞を読みまして、それが年額にしますと50万円ほどの予算だということをお聞きしましたので、ぜひ多賀城市においてそのような人がどれくらいいて、薬価代としたらどれくらいの予算があればいいのかということ、今すぐでなくてももちろん結構ですので、また調べていただいて善処していただければと思います。よろしくお願いします。

○高橋国保年金課長

まず、無料低額診療事業なんですけれども、これは自治体向けの制度ではなくて、医療機関に対する制度だというふうには私はちょっと認識しているんですけども、知事のほうの認可を得ればこの事業を実施することができるということになっているようでございます。その医療機関さんがいろいろ基準といいますか、条件があるんですけども、その条件をクリアをすれば固定資産税の優遇が受けられると、全額免除されるというような制度のようでございます。ですので、1保険者であるとか、自治体向けの制度ではないのかなとちょっと私は認識しておりましたので、例えば多賀城のほうで実施ということはちょっと難しいとか、できないのかなというふうには思っております。

○戸津川委員

半分くらいまではわかりますけれども、やはり多賀城市民の人が、生活保護にまではいかないんだけれども医療の窓口にまで行けないと、窓口で支払うお金がないために行けないんだという人のための制度だと思うんです。そういうときにやはり自治体としては、気持ちは半分わかりますけれども、財政大変なときだからということもわかりますけれども、でも少しは考えてあげてもいいのではないかなと、私はそういうふうに思いますので、お願いをして終わりにします。

○藤原委員

資料8の5ページ、ここに国民健康保険税の見込み額が記入されております。14億9,340万6,000円ですね。これは料金改定時の見込み額から見ると225万円ほど少なくなっておりますが、ほぼ一致しております。ちょっと私心配するのは、いわゆる東日本大震災があったのでこれは減免がないものとして算定したということなんですが、それにしても強気な予算計上だなというふうに思っていて、本当に大丈夫なのかということでもちょっとお尋ねしたいんですけども。

○高橋国保年金課長

ただいまの国保税の見込みですね、ちょっと強気な見込みなのではないかということでございますが、ちょっと担当のほうといたしましても大変厳しい状況であるということは認識をしております。

○藤原委員

私も減免される分は国から来るのでそれはそれでいいんですが、こういうふうになってほしいなとは思いますが、ほぼ同じような、料金改定時とほぼ同じような見込みの予算計上をやったというのは、もともと国保の加入者が、構成メンバーが、圧倒的に低所得者じゃなくて年金者が多いとかいうこともあるんですかね。国保税に限って言えば、震災に影響されない年金生活者が多いというようなこともあるんですかね。こういう強気の計上になったというのは。

○高橋国保年金課長

構造的にちょっと所得の低い方が半分以上を占めているということも一つ要因はございます。ただ、やはり震災により国保に加入をせざるを得ない方々というのも大分いらっしゃっていて、人数がふえているということも現実でございます。それから、多賀城の場合、長期避難区域ですか、設定がされたということがございまして、今減免を受けていらっしゃる方の長期避難の地区、当然全壊の方も大規模半壊の方も半壊の方もその地区の中には入っていらっしゃいますが、中には損害の程度でいうとひょっとしたら一部損壊であったりとか、そういった方々とかも入っていらっしゃるのかなということもちょっと頭に入れながら国保税の算定をさせていただいたところでございますが、所得、収入所得についても精算賦課の時点で明らかになろうかなとは思いますが、大分厳しいのではないかなというふうな認識でおります。

○藤原委員

国保税収入はそういうことで、料金、国保税改定時とあんまり変わらない形状なんですけど、歳出のほうは1億8,782万5,000円、2億円近く料金改定時の歳出総額から見るとふえています。これは保険給付費だけを見ると780万円くらいなのでそんなにふえていないんですけど、ほかのところでいろいろ伸びているということになりますね。その辺は、国保税改定時から1億9,000万円くらいの歳出の増というのはどの辺に要因があるというふうに見ていますか。

○高橋国保年金課長

一つは、保険給付費のほうは一部負担が入った関係でももちろん保険者負担額のほうもふえているということがございましたけれども、あとは歳出につきましては介護納付金であったり、後期高齢者の支援金ですね、こちらのほうが推計をしていたときよりは大幅伸びてきているのかなというふうに見ております。

○藤原委員

わかりました。それから先ほど柳原委員がちょっとお尋ねしたんですが、県の負担分が7%から9%に2%ふえたということですね。この原資は何ですか。

○高橋国保年金課長

ちょっとお待ちくださいませ。申しわけございません。ちょっと把握しておりませんでした。

○藤原委員

じゃあ、後で確認してください。私の情報をお伝えしますので。年少扶養控除の廃止と、年少扶養控除というのは15歳未満の子供さんたちですね、その年少扶養控除の廃止、それから特定扶養控除の縮減、これは18歳から22歳までの控除の縮減、要するに通常の不用額になったということですね。それによって平成24年度は5,050億円のお金が地方自治体に出ると。つまり、子育て世帯に増税をやりまして、そのお金が全部で5,050億円なんです。そのうちの1,526億円を使って都道府県調整交付金を7%から9%にするということなんです。子供さんがいっぱいいる皆さん、あるいは大学生とかで非常にお金がかかると。そういう皆さんに増税をして、その一部を都道府県の調整交付金に使うということなんです。これは間違いないと思います。そういうことをやっておいて、国が34から32に定率負担率を下げるとするのは、私はとんでもない話だというふうに思うんですが、課長の責任じゃないんですけども、保健福祉部長ちょっとこういうことをやっていたんでは、国保は全然改善されないということになると思いますけれどもいかがでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

今藤原委員がおっしゃるとおり、国は国として税と社会保障の一体改革という全体の枠組みの中でそれぞれ地方負担を変更したというふうなことでございます。ただ、そういう意味から申せば子ども手当、これが子供のための手当になり、児童という名前を用いたりというふうなことでいろいろお話があるようでございますけれども、全体的な枠組みの中からは例えば、確かに子育て世代の方々に多少負担増になっているというふうなことは私も全くそのとおりだと思います。ただ、詳細のこれからの社会保障制度の改革の全容が見えてこない

と、現段階で小さなところを少しいじくっても抜本的な改革にはならないというふうに思いますので、先ほども御回答申し上げましたけれども、全国市長会とかで大きな声を国に向けて発信してまいりたいというふうに思います。

○佐藤委員

資料 8 の 20 ページの負担金、補助金のところで 14 節賃借料公用車等借上料とレンタカーの借上料というのはどういう関係になっているのでしょうか。

○佐藤収納課長

公用車等の借上料 17 万 4,000 円につきましては、これは通常の業務で使う軽自動車の借上料の計上でございます。あともう一つレンタカーの借上料というのは、一応県外徴収等をやっております。そういったときに現地でレンタカーを借り上げて徴収する、そのための経費でございます。

○佐藤委員

17 万 4,000 円、公用車借上料ね、一方で債務負担行為がありますよね、4 番の 12 ページの。これの 112 万円は何台分の金額ですか。

○佐藤収納課長

債務負担行為につきましては、1 台分でございます。

○佐藤委員

いいです。わかりました。

○深谷委員

1 点、特定健診ですかね、最近各家庭に配られて年齢によって検診の値段の価格の違いと、あとは女性で受ける内容が違うということで 1 点お尋ねといたしますか、どういうふうな財源になっているのかちょっとお伺いしたいんですけども、今 40 歳以上がすべて受診価格でいうと安くなっていて、40 代以下だと高く設定されているんですけども、その分というのは、国からの財源的な部分というのはどういうふうな形になっているのか。例えば 40 歳以上の方々について検診を受ける場合にはこれくらいの補助が入っていると、それ以下でも補助率については変わらないとかという部分があればちょっとお伺いしたいんですけども。

○浦山健康課長

特定健診につきましては、委員が申込書を見ていると思いますけれども、この中にも書いてありますけれども、特定健診に関しましては 40 歳から 75 歳までの多賀城市内の国民健康保険に加入している方でございます、自己負担が 1,300 円でございます。それに対します県からの助成につきましては、7 ページと 8 ページ、この 8 番の資料でございますけれどもこの中に書いてありますように、特定健診につきましては国費で 598 万 1,000 円でございます。県費につきましては、11 ページ、12 ページなんですけれども同じ金額になっております。

○深谷委員

それで40歳以下ですと幾らでしたか、4,000円でしたか、7,000円幾らでしたっけか。たしか私の年齢ですと胃がん検診だけが対象になっていたと思うんですけども、その値段が違いますよね。ちょっとそこ幾らだったか教えてもらっていいですか。

○浦山健康課長

胃がん検診につきましては20歳から39歳までは自己負担が4,900円、40歳以上が1,700円でございます。

○深谷委員

要はその部分の1,300円と4,900円という値段で胃がん検診1,700円ですか、そうすると3,200円の差がありますよね。要するにその差額分というのは、今説明があったこの598万1,000円の国の国保負担金と県の特定健診の83万1,000円になるのかな、この分でその差を補っているというふうな考え方なのか、それとも、市の負担、何ていえばいいんだろうな。その辺の財源というのを要するに全部国からのものであてがって、その枠の個人負担としてこの額を検診を受ける人からもらうような形になっているのかということをお伺いしたいんですけども。

○浦山健康課長

私が歳入のほうで説明した分につきましては、特定健康診査分だけでございます。それから、それ以外の分のついては国保のほうからの負担ですね。

○深谷委員

この特定健診をするのに当たっては、基本的には市の持ち出しはゼロで国からと県の負担金、国庫支出金と県支出金の枠の中だけで補う財源で、個人で負担する部分に関しては個人の4,900円と1,700円ということで、胃がん検診でいうと、をやっているということですか。

○浦山健康課長

ちょっとお待ちください。ちょっと今の部分については精査しまして後で回答したいと思います。

○深谷委員

わかりました。じゃあそれをいただいてからにしようかな。まだいっぱいいらっしゃいますか。

○金野委員長

わかりました。じゃあ深谷委員その資料をいただいてから質疑を終えて。

○佐藤委員

さっきの質問で私ぼーっとして詰り切れませんでした。ごめんなさい。続きです。債務負担行為112万円で1台分で4年間とおっしゃいましたよね。4年間の契約だとおっしゃいましたよね。

○佐藤収納課長

5年間です。



○佐藤委員

5年間で112万円で1台分というのがすごく印象に残ったんです。おわかりになるかなというふうに思うんですが4台分で1年間で460万円を計上している委託会社がありません。根拠はどこにあるのでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

通常リースの場合は新車価格相当ということで5年間で新車価格相当分を消耗していくということで、5年間を借りる場合はリース料として多賀城市の場合は債務負担行為を設定しております。例えば、1年間だけ借りるとなった場合にそういった借り方ができるかというそれはできなくて、1年契約の場合はリースができないというふうな状況でしたので、リースができなければレンタカーを借りざるを得ないというふうなことで計上させていただいたということです。なお、ちょっと予算審議のとき佐藤委員欠席なされたので補足させていただきますと、その件については、私どものほうでも本当にリースが1年でできないのか、それとも中古の車両でもリースができないかどうか、さまざまな角度から検討をしてちょっと見直しをしたいなというふうには思っていました。1年単位だとリースはできないという話を聞かされていたので、借りられなければレンタカーを借り上げるしかないということで予算計上したということで御理解をいただければと思います。

○深谷委員

じゃあそれは後からください。平成19年の6月の閣議決定でがん対策推進基本計画というのを立てたと思うんですけれども、その中にがんの予防のやつで、がんの早期発見で、検診の受診率について50%以上とするというような目標で立っていると思うんですけれども、全体の中での50%だと思うんですが、20代から39までですか、の受診率というのはどのようになっていますでしょうか。

○浦山健康課長

ちょっと、今別だったんで、もう一度質問をお願いします。

○深谷委員

がん対策推進基本計画、この中でがんの早期発見でがん検診の受診率については50%以上とするというふうに決められているというか決めたようなんですけれども、目標として、40歳から75歳までと20歳から39歳までの全体の中で50%ということなんでしょうけれども、20歳から39歳までの受診率はどれくらいの数字になっていますでしょうか。

○浦山健康課長

すみません。今その資料は持ち合わせてございません。

○深谷委員

ぜひそれも調べてください。といいますのは、40歳から75歳というこの分け方と20歳から39歳という分け方でどちらが所得が高いかといいますと、40歳から75歳の方のほうが、例えば今日の前にいらっしゃる皆さんのほうが、20歳から39歳までの方々、職員さんよりもお給料が高いのは明白でございますね。それは世の中も多分一緒だと思うんで

す。個人事業主でやられている方は、個人でこれを受診するんです。私、毎回受けようかな、受けようかなというふうに思うんですけども、この差額を見るのと同時にやっぱり4,900円という数字はちょっと高いなと。何でこういう値段設定になっているのかなというので前段で国の補助なのか、そのあり方でどういうふうになっているのかなというのでお伺いしたかったんですけども。要は我々、75歳までの間に、もちろん生産年齢人口に含む現役で働いている世代で区分する39歳までの所得も若干低い方々の受診を上げて、それこそがんというのは若いほうが進む割合も早くなるし、我々世代も検診を受けて早期発見をすることでさまざまなところに寄与できるのではないかなというふうに思ったので、ちょっとこの質問をさせていただいたんですけども、ぜひちょっとその数字を、いいです、今定例会では。ぜひその数字、早期発見で50%以上とするということで19年から5年以内ということであつたわっておりますので、ぜひその辺の数字は出していただいて、次の何かのときにでもいいのでちょっと公表していただきまして、ぜひ予防について、値段的なものだけじゃないと思うんですけども、価格の差だけじゃなくてそれ以外の視点からもいろいろ検証をしていただいて、ちょっとそういった早期発見なり、受診機会の向上を図っていただきたいというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

大変申しわけございませんでした。価格の差額についての理由、私もちょっと内容まで精査しておりませんでした。大変申しわけありませんでした。いずれにいたしましても、今深谷委員がおっしゃいましたように、市民の方々がすべからず皆さん健康で生活をしていただけるというふうな理念については、これはやっぱり年齢的なものの差というものもありませんしこの価格の差がなぜ生じているのかというのは後日改めて私も調べて皆様に御報告をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○金野委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第23号 平成24年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○金野委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

(「資料要求」の声あり)

○藤原委員

以前に起債償還のグラフとそれから平準化債を使った場合の利子負担がどうなるかというグラフを出していただいたことがありますので、昼休み中に頑張ってお願いをしたいんですけども。水道のほうね。よろしくお願いします。

○金野委員長

大丈夫ですか。水道管理者。

○佐藤水道事業管理者

平準化債の……。もう一度お願いします。内容。

○藤原委員

資料見せたほうが早いんで。前回と同じやつでいいので。

○金野委員長

よろしいですか。

ここで、お昼の休憩といたします。午後の再開は 13 時、午後 1 時です。

午前 11 時 55 分 休憩

---

午後 1 時 00 分 開議

○金野委員長

それでは再開いたします。

- 議案第 24 号 平成 24 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

○金野委員長

次に、議案第 24 号 平成 24 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○金野委員長

それでは歳入歳出一括説明を求めます。

○高橋国保年金課長

それでは、資料 8 の 50 ページをお願いいたします。

歳出から御説明を申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 425 万 1,000 円は、後期高齢者医療事務に要する経費でございます。事務補佐員 1 名分の人件費と、そのほかは経常経費であります。

2 項 1 目徴収費 187 万円は、徴収事務に要する経費でいずれも経常経費でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 7,509 万 7,000 円でございます。

この内訳でございますが、後ほど歳入で御説明申し上げますけれども、後期高齢者医療保険料として 4 億 124 万 2,000 円と、一般会計からの繰入金で保険基盤安定繰入分 7,385 万 5,000 円との合計額となります。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目保険料還付金で 250 万 1,000 円でございます。その内訳といたしましては、過誤納還付金が 250 万円、還付加算金は 1,000 円の科目設定でございます。なお、過誤納還付金で 150 万円の増額となっておりますが、これは東日本大震災に伴う平成 23 年度分減免による還付金が 24 年度においても見込まれるためでございます。

2 項 1 目他会計繰出金は 1,000 円の科目設定でございます。

4 款 1 項 1 目予備費は 128 万円でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、44、45 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

初めに後期高齢者医療保険料について簡単に説明をさせていただきます。後期高齢者の保険料につきましては、2 年ごとに改定されるということでございますが、今回平成 24 年度 25 年度の保険料リストが改正されることとなります。これにつきましては、先月の 2 月 9 日に後期高齢者広域連合の議会で議決されたところでございまして、4 月 1 日から施行されることとなります。

内容につきまして、御紹介申し上げます。所得割が現行の 7.32%から改正後は 8.30%で 0.98%の増、均等割につきましては、現行の 4 万 20 円から改正後は 4 万 920 円で 900 円の増となるものでございます。また、賦課限度額につきましても、現在の 50 万円から 10%ほど引き上げられまして 55 万円となるものでございます。

この改正に伴う保険料で広域連合からの県全体の平均額ということで示された数字になりますけれども、1 人当たり前回 7 万 3,171 円、これが今回は 7 万 5,417 円で 2,246 円の増、今回の改正で月額にしますと 6,284 円になる見込みでございます。以上で保険料改正の概要の説明は終わらせていただきます。

それでは、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料で 4 億 124 万 2,000 円でございます。

内訳は、1 節現年度分 3 億 9,947 万 7,000 円は、収納率を 97%に見込んだものでございます。前年度当初予算額から約 2,600 万円ほど増額となっておりますが、これはただいま御説明をいたしました保険料改正によるものでございます。

2 節滞納繰越分 176 万 5,000 円は、収納率を 20%に見込んだものでございます。

2 款 1 項 1 目督促手数料は 1 万円の計上でございます。

3 款 1 項 1 目一般会計事務費繰入金 738 万 8,000 円は歳出の一般管理費と徴収費等に係るものでございます。

2 目保険基盤安定繰入金 7,385 万 5,000 円は、被保険者の保険料の軽減分に係るものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目繰越金、5 款 1 項 1 目延滞金はそれぞれ科目設定でございます。

2 項 1 目保険料還付金、2 目還付加算金は、歳出と同額の計上でございます。

3 項 1 目預金利子は、科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

4 項 1 目雑入は科目設定でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

○金野委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○金野委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。ありませんか。

○柳原委員

先ほどの説明ですと、平均で何%ぐらい保険料は値上がりすることになりますでしょうか。

○高橋国保年金課長

ちょっとお待ちください。すみません。広域連合の賦課基準額でちょっと紹介させていただきますが、23 年度の賦課基準額と 24 年度見込み額になりますけれども、これで 4.5%ほどになるものでございます。

○柳原委員

先ほどの国保の説明のときでも、国保から後期高齢者への支援金がふえて国保財政が大変になったという説明もございましたが、4.5%値上げしても国保からの支援金はやはりふやしても大変な状態なんでしょうか。

○高橋国保年金課長

後期高齢者医療保険料なんですけれども、これにつきましては 2 年間の医療費の増加といえますか、推計と、それから保険者の伸び率とこれらのことを勘案しまして保険料改定といえますか決定するんですけれども、このとおりにいたしますとかなりの保険料の改定が見込まれることとなります。そこで、宮城県の後期高齢者医療保険料の算定に関しましては、保険料を抑えるということで剰余金いわゆる財調ですね、広域連合の財調と、それから財政安定化基金というものを入れまして今回は 4.5%ですか、に抑えたということがございまして、実際に支援金のほうにつきましては、保険者の負担割合というものが割合が決まっておりますものですから、医療費に対しての割合ということで、医療費がふえる、保険者がふえるということで計算どおりの支出になるのかなと思っています。

○金野委員長

よろしいですか。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 24 号 平成 24 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○金野委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 25 号 平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計予算

○金野委員長

次に、議案第 25 号 平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○金野委員長

歳入歳出一括説明を求めます。

○松岡介護福祉課長

それでは、介護保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

まず平成 24 年度予算に係ります震災による減免関係でございますが、介護保険料及び 1 割の利用者負担につきましては本年 9 月まで、原子力発電事故関係につきましては、1 年間国において補助期間の延長の取り扱いとされ、本市におきましても同様の取り扱いといたしておりますが、国からの決定が予算編成以降であったこと、また期間延長に伴う詳細が今後国から示されることを受けまして、減免に係る関係歳入歳出予算につきましては今後補正予算により採用をさせていただきたいと思っておりますので、当初予算には反映されておりませんことを御了解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最初に平成 24 年度介護保険特別会計資料に基づきまして、予算編成に係る主要なものについて、あらかじめ御説明を申し上げますので資料 9 の 52 ページをお願いいたします。初めに、保険給付費 1 の第 1 号被保険者数及び要介護・要支援者数についてですが、数値を次のページ 53 ページにグラフにさせていただきますので、そちらで説明をさせていただきます。

図 1 の高齢者数についてですが、平成 24 年度中に 65 歳の第 1 号被保険者になられる方は昭和 22 年、23 年生まれの方で、前年度より 560 人増の 1 万 2,050 人で、対前年度比 4.9%増となる見込みでございます。

次に、図 2 の高齢者数の内訳ですが、65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者数の見込みは、グレーの棒グラフで示しておりますが、前年度より 217 人増の 6,550 人で、前年度比は 3.4%の増となっており、75 歳以上の後期高齢者は斜線で示しておりますが、前年度より 343 人増の 5,500 人で、対前年度比では 6.7%の伸びとなっております。

図 3 の要介護・要支援者数につきましては、前年度より 158 人増の 2,086 人で、対前年

度比 8.2%の伸びを見込んでおります。図 1 の被保険者数の伸びよりも高くなっている理由は、高齢者になるほど出現率が高くなるため、後期高齢者の伸びが影響していると思っております。

前の 52 ページにお戻り願います。

表 2 の介護給付状況でございます。

要介護度別の利用状況をもとに各サービスの必要量から給付費を算出したものが(ア)の居宅サービスから(ク)の特定入所者介護サービスまでの 24 年度当初給付見込み額及び 23 年度見込み額との比較でございます。

(ア)の居宅サービスは、23 年度見込みから 1.7%の増を見込みまして 14 億 3,489 万 4,000 円でございます。

(イ)の地域密着型サービスは、9.8%減の見込みで 3 億 2,112 万 5,000 円でございます。

(ウ)の施設サービスは 1.2%減の見込みで 8 億 3,749 万 5,000 円でございます。

(エ)の居宅サービス計画は 3.7%の増を見込みまして 1 億 5,166 万 3,000 円でございます。

(オ)の審査支払手数料は 15.7%の伸びを見込みまして 392 万 3,000 円でございます。

(カ)の高額サービスは 21.1%の伸びを見込みまして 4,628 万 4,000 円でございます。

(キ)の高額医療合算サービスは 29%減の見込みで 600 万円でございます。

(ク)の特定入所者介護サービスは 7.9%の伸びを見込みまして 1 億 592 万円でございます。

介護給付費合計では 29 億 730 万 4,000 円で、ほぼ前年度並みの見込みとなっております。

なお、給付費合計の推移をグラフにあらわしたものを次の 53 ページの図 4 として掲載しておりますので御参照いただきたいと思います。

次に、52 ページの 3 の表ですが、平成 24 年度給付費に対する負担割合ですが、各サービスごとの法定負担割合と負担額は、記載のとおりでございます。

これもグラフにまとめておりますので、恐れ入りますが 54 ページをごらん願います。

図 5 の平成 24 年度介護給付費予算額ですが、右上の方から、市の負担額は給付費の 12.5%となっております。県と国の負担は、サービスの種類により異なりますが、合計で給付費の 32.5%となっております。

国からの財政調整交付金は 3.2%を予定しております。国の標準は給付費の 5%でございますが、後期高齢者の割合や所得段階別の第 1 号被保険者の加入割合により調整されるものでございます。

65 歳未満の第 2 号被保険者の保険料は、社会保険診療報酬基金から交付されるもので、給付費の 30%となっております。

65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料は、給付費の 21.8%に当たります。それぞれの負担

額についてはグラフに掲載のとおりでございます。

なお、図 6 につきましては、平成 23 年度の介護給付費見込み額でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、次の 55 ページ、地域支援事業費について説明させていただきます。

表の項目、1 番上左側の事業費 24 年度の予算額について申し上げます。

1 の介護予防事業費の状況と負担割合ですが、(ア)の1次予防事業費で 209 万 5,000 円でございます。(イ)の2次予防事業費ですが 1,178 万 1,000 円でございます。介護予防事業費合計では 1,387 万 6,000 円で、対前年度比 16%の増額でございます。

次に、2 の包括的支援事業任意事業の増強と負担割合ですが、法定負担につきましては、介護保険事業計画で定める総介護給付費見込み額の 2%が限度額になっておりますが、24 年度の事業費につきましては限度額内と見込まれることから、事業費全体が法定補助となるものでございます。

(ア)の職員人件費は、昨年度まで 2 名分を特別会計に計上しておりましたが、今年度から一般会計に一括して計上しております。

(イ)の地域包括支援センター運営費は、地域包括支援センター業務委託料等、地域包括支援センター管理運営に要する経費で 4,984 万 8,000 円でございます。

(ウ)の任意事業費は、おむつ支給事業、介護者教室開催事業、認知症サポーター養成講座等の実施に係るもので、667 万 1,000 円でございます。包括的支援事業、任意事業費合計では 5,651 万 9,000 円で、補助対象事業費ベースで対前年度比 4.6%の増額でございます。

平成 24 年度介護予防事業費予算額の負担割合を図 7 のグラフに示しておりますが、市及び県がそれぞれ 12.5%、国が 25%、65 歳未満の第 2 号被保険者が 29%、65 歳以上の第 1 号被保険者が 21%となっており、予算額は記載のとおりでございます。

次の図 8 は平成 23 年度包括的支援事業、任意事業費予算額の法定負担割合をグラフに示したものでございまして、市及び県がそれぞれ 20%、国が 39%、65 歳以上の第 1 号被保険者が 21%となっており、65 歳未満の第 2 号被保険者の負担はございません。

以上で資料 9 のほうの説明を終わらせていただきまして、予算額歳出から説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、資料 8 の 70、71 ページをお開きいただきます。

歳出から御説明をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目一般管理費は 1,943 万円で、前年度より 2 億 4,632 万 6,000 円の減額でございます。減額の主な内容は昨年度当初予算におきまして 22 年度に募集をいたしました地域密着型サービス施設 3 施設分の施設整備補助金等を計上していたことによるものでございます。

今年度予算の主なものは、説明欄 1 施設開設準備経費助成特別対策事業 1,271 万 9,000 円ですが、これは平成 22 年度に募集いたしました地域密着型サービス施設のうち、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護施設、グループホームに対する補



助金で震災の影響により開設がおくれ、24年度に開設がずれ込んだことによる計上でございます。

次の2、介護保険庶務事務359万4,000円で、前年度比492万円の減額ですが、24年度からの第5期介護保険事業計画に係るパンフレット印刷代等の減額によるものでございます。

次の3介護保険システム管理事業11万7,000円で、前年度比506万8,000円の減額ですが、これは保険料改定によるシステム対応のための委託料の減額によるものでございます。

次の4地域介護福祉空間整備推進事業300万円ですが、これは高齢者健康遊具設置工事費でございます。23年度に引き続き設置を行うものでございます。23年度は高橋の小深町公園に設置するもので、24年度も健康遊具の内容、設置場所の選定を含め設置に係る業務につきましては、建設部に委託し行うこととしております。

2項1目賦課徴収費298万2,000円につきましては、説明欄1、介護保険賦課徴収事務で前年度同様の経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。

3項1目介護認定審査会費5,136万円の計上でございます。説明欄1、認定審査会に要する経費3,885万5,000円は、塩釜地区消防事務組合介護認定審査事務負担金が主なものでございます。説明欄2、介護保険認定調査事業1,250万5,000円は、認定調査業務を行う非常勤の看護師、及び介護支援専門員各1名の任用に係る人件費及び調査業務の委託料が主なものでございます。

4項1目運営協議会費31万2,000円につきましては、介護保険運営協議会委員報酬で10名4回分の会議開催を見ております。

次の2款1項1目居宅介護サービス等給付費から、76ページ中段、4項1目特定入所者介護サービス等給付費までにつきましては、先ほど資料9で御説明いたしましたので省略をさせていただきます。

○浦山健康課長

続きまして、3款1項1目一時予防事業費で209万5,000円の計上でございますが、説明欄1の一時予防事業費202万円は、介護保険法上の1号被保険者である65歳以上の方及びその支援のために活動する方を対象とした事業でございます。その主なものでございますが、次のページをお願いします。

13節委託料の137万円で、水中ウォーキング事業、高齢者運動指導業務として健康ストレッチ教室とノルディックウォーキングの体験教室でございます。2の多賀モリ会補助金は、19節の負担金、補助及び交付金で7万5,000円でございます。介護予防サポーター養成講座の修了者で組織されております多賀モリ会の活動補助金でございます。

次に、2目2次予防事業で1,178万1,000円の計上でございます。要介護状態等になるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の方を対象とする事業でございます。そ

の主なものは、対象者調査業務委託料 400 万円は、基本チェックリストによる 2 次予防事業者を把握する事業調査に係る経費でございます。介護予防業務委託料は、459 万 5,000 円は 2 次予防事業者の対象者に対する事業でございますが、筋力アップ教室と口腔・栄養教室を予定しております。前年度比で 368 万 9,000 円ほどの減額となっておりますが、2 次予防事業の対象者把握事業が制度改正により従来生活機能チェックと生活機能検査からなる生活機能評価により決定されていたものを、生活機能チェックの一部でありました基本チェックリストだけで決定できるように改則されたことにより減額になったものでございます

○松岡介護福祉課長

次の 2 項 1 目包括的支援事業費及び 2 目任意事業費につきましては、先ほど資料 9 で御説明いたしましたとおりでございます。2 目の任意事業費につきましては説明欄 1 のおむつ支給事業から、次のページお願いいたします。説明欄 5 の家族介護慰労金支給事業まで事業内容は例年のとおりでございます。

4 款 1 項 1 目基金積立金は説明欄 1、介護保険事業財政調整基金積立金 1,711 万 2,000 円で元金及び利子積立金でございます。なお、元金積立金のうち 1,709 万円につきましては歳入で御説明いたしますが、県からの財政安定化基金交付金をいったん基金に積み立てるものでございます。

次のページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目利子 5,000 円につきましては、一時借入れを行った場合の償還利子でございます。

6 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金 80 万 1,000 円につきましては、転出、死亡等による還付金及び還付加算金でございます。

2 目償還金 16 万 8,000 円は、23 年度までの期限となっております介護従事者処遇改善臨時特例交付金について現在の第 4 期介護保険事業計画に係るパンフレット作成費の執行残返還額 16 万 7,000 円が主なものでございます。

2 項 1 目他会計繰出金は科目設定でございます。

次の 84 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目予備費は 613 万円でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、58 ページへお戻りいただきます。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は 6 億 4,912 万 9,000 円でございます。

1 節現年度分 6 億 4,479 万 3,000 円は前年度から 1 億 2,477 万 8,000 円の増額で、保険料の改定及び被保険者数の増加によるものでございます。収納率は 98%と見ております。

次の 2 節滞納繰越分でございますが、ここで大変申しわけございません。説明欄記載の調定見込み額に記載誤りがございました。調定見込み額記載金額の 26120480 の次のコン

マ以下ゼロ三つが不要でございました。26120480 で終わりでございます、コンマゼロ三つが不要でございました。2,612 万 480 円が正しい金額でございます、予算額に変更はございません。コンマ以下ゼロ三つを削除いただきまして御訂正方よろしくお願いたします。大変申しわけございませんでした。

改めまして 2 節滞納繰越分は予算額 433 万 6,000 円の計上でございます。収納率を 16.6%と見ております。

2 款 1 項 1 目督促手数料は 7 万 7,000 円でございます。

次の 3 款 1 項 1 目介護給付費負担金から、60 ページの 2 項 3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業、任意事業）までは、先ほどの資料 9 で御説明申し上げた内容ですので、説明を省略させていただきます。

次の 4 目地域介護福祉空間整備等交付金 300 万円につきましては、歳出で御説明いたしました高齢者健康遊具設置に対する補助金でございます。

次の 4 款 1 項 1 目介護給付費交付金から 62 ページ中段の 5 款 2 項 2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業、任意事業）までは先ほどの資料 9 で御説明申し上げた内容でございますので、これも説明を省略させていただきます。

次の 3 目施設開設経費助成特別対策事業費補助金 1,271 万 9,000 円につきましては歳出で御説明いたしました地域密着型サービス 2 施設に対する施設開設に係る準備経費に対する補助金でございます、それぞれの施設ごとに記載の算定基礎による補助金額交付の予定でございます。

その下の介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金は事業終了に伴う廃目でございます。

5 款 3 項 1 目県財政安定化基金交付金につきましては歳出の財政調整基金積立金で申し上げました第 5 期計画における各市町村の保険料上昇を抑制のため、県の財政安定化基金を取り崩し交付されるもので、これまでの拠出額に対し所定の率により算定され本市には 1,709 万円が交付されるものでございます。

次のページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目利子及び配当金 1 万 8,000 円につきましては、介護保険事業財政調整基金の利子でございます。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金は 4 億 4,071 万 7,000 円で、前年度比 1,801 万 2,000 円の減額でございます。

1 節から 3 節までは給付費に係る市の負担分で、先ほど資料で御説明いたしましたので、こちら省略させていただきます。

4 節その他繰入金は説明欄 1 の事務費繰入金 6,441 万 8,000 円で歳出で説明申し上げました一般管理費のうち、介護保険庶務事務費、介護保険システム管理事業費及び介護保険認定審査会負担金等に対するものでございます。

次の 66 ページをお願いいたします。

2 項 1 目介護保険事業財政調整基金繰入金 16 万 9,000 円につきましては、介護給付費

等への繰入金でございます。

次の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は廃目でございます。

8款1項1目繰越金から、68ページ、9款3項2目返納金までは科目設定でございます。

3目雑入につきましては、認知症サポーター養成講座受講者に係る教材・テキスト代実費分を見ております。

以上が歳入でございます。

これで平成24年度介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○金野委員長

これより歳入歳出一括質疑を行います。

○竹谷委員

まず63ページ、介護福祉課の施設開設の関係の経費がこれは県負担で県の補助金で来ておりました、この中で認知症は18人、小規模多機能が5というのは、これは職員の数でしょうか。

○松岡介護福祉課長

大変申しわけございませんでした。小規模多機能事業、25人でございます。5人ではございません。入所者の方の基本的にこの補助対象は入所者の方の補助でございます、グループホームは18人、小規模多機能は25人、大変申しわけございません。入所者の方の補助でございます。申しわけございません。

○竹谷委員

入所者に対して1人につき例えば、地方であっても両方だな、55万3,000円は補助金として来るんですよ。その分は全部それぞれの施設に補助金として執行していく金ですよというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

○松岡介護福祉課長

二重、三重の訂正で大変申しわけございません。小規模多機能型、先ほど私入所者25人と申し上げましたが、そのうちのショートステイの対象者の5人分ですので、これでよかったです。申しわけございません。先ほど25人と申し上げましたが、この補助対象がショートステイの分の対象の方ですので5人の対象となります。これが県からの定数に基づく補助単価による補助となります。申しわけございません。

○竹谷委員

そうしますと認知症は18人と、定員がね。それでこちらのほうは小規模はショートステイが5人の規模になっているのでその分を県の補助金から各施設に歳出していきますよという内容だというふうな理解でいいですか。はい、わかりました。

○松岡介護福祉課長

申しわけございません。そうでございます。

○竹谷委員

それから、79ページの委託料で水中ウォーキング事業は、たしかスポーツクラブに委託をして市民プールを活用してこの事業を行っておったんじゃないかなという記憶をしているんですけども、今のところ市民プールが全然開かずの間になっちゃっているんですけども、これはどういう、予算はこういう計上したんですけどもその辺はどういうぐあいにしていこうとしているんですか。

○浦山健康課長

予算計上したとき、市民プールの修繕状況により今年度は実施しなかったんですけども、秋から冬ごろに実施する予定での計画でございます。

○竹谷委員

健康課長申しわけないね、説明のとき、こういう事情だから大体9月以降からの関係で積算しておりますという説明をきちっとしてください。きのういつからやるんだという市民プールの問題は出ておったんですから、ひとつお願いしたいと思います。

それから、もう一つ多賀モリ会、大変活動が今度の災害では避難所を回って一生懸命活動している姿を見ました。私はこういう活動をもっともっと広げていくことが大事じゃないかと。ですからそのためにはそういう団体が育成していくべきだと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○浦山健康課長

そのような方向で進めてまいりたいと考えております。

○竹谷委員

そうであると、そういう指針があるんであればもっともっと予算を、やっぱり多少つけてこのぐらい予算も確保するから我々もやるけれども、多賀モリ会の今の人たちももっともっとメンバー拡張に努力していただだけませんかというお互いの理解の中で活動していかなければ、なかなか拡大していかないんじゃないかというふうに思うんですけども。それは健康課長よりも部長、どうですか。

○鈴木保健福祉部長

全くそのとおりだと思います。ただ、金額等につきましては、これはあくまでも補助金というふうなことでございますので、団体の方と十分協議をさせていただいて、必要な経費を捻出していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○竹谷委員

なぜ申し上げますかという、あのときにあの方たちは自分の自家用車でわざわざおいでになってあちこち回ってやっておったあの姿を見ますと、やはり団体に対して助成金ということで出さざるを得ないんですけども、そういうものの会をもっと充実させてやる、そういうことは大事じゃないかというふうに見たものですから、もし部長もそういうふうに見ておられるのであれば、24年度も始まるわけですけどもその辺も含めて場合によってはその活動の結果では補正をかけてでも強化していくんだという意気込みでやっていただ

きたいと思うんですがいかがでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

補正ありきというふうなことでは、なかなか御回答申し上げづらいんですが、あくまでも団体の代表者の方、または団体の皆さんと十分協議をさせていただいて必要に応じて補助をしてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○戸津川委員

細かいことで申しわけないんですが、こちらの資料、9の資料に書いてある1次予防、2次予防、それから包括支援センターも全部前年度に比べてアップになっているという資料がありますが、それとこの予算の8のところの20、前年度の額は若干違って私はみんな減額してどうしたんだろうと思って質問しようと思ったんですが、そこのからくりを教えてください。例えば、79ページの包括支援センター運営事業のところを見てください。ことしは4,984万8,000円、これは合っているんですよ。ところが23年度はこっちの資料によると4,920万円となっているのに、こっちの資料は前年度は5,014万円になっているでしょう。その違いは何なんでしょう。

○松岡介護福祉課長

ただいまの資料の地域包括支援センターの55ページのところの数字でございますが、下の※印にございますように補助対象事業費ベースでこちらを予算計上してございますので、予算書との額との相違が出ているということでございます。

○戸津川委員

ごめんなさい、わかりました。それにしても例えば79ページで質問しますが、2次予防事業などは1,547万円から1,178万円に随分減っています。高齢者はどんどんふえているのになぜ減る理屈がわかりません。前のページ77ページでも、1次予防は前年度216万円から202万円とこういうふうになっているんですが、何がどうしてこのようになるのでしょうか。

○浦山健康課長

2次予防事業につきましては、先ほど私も説明しましたけれども2次予防事業の対象者把握事業というものがありますけれども、それが今までは生活機能チェックと生活機能検査からなる生活機能評価というもので決定されておりましたけれども、それが制度が改正されまして生活機能チェックの一部でありました基本チェックリストだけで決定できるように簡素化されたことにおきまして、その委託料等が低くなったものでございます。

○戸津川委員

すみません。よく聞いていなかったんです。わかりました、実質の事業費というのはここにあるように少しずつアップしているということで認識します。

最後に71ページの、先ほど竹谷委員からもありましたけれども県から施設開設準備経費助成特別対策事業という補助金がまいると思うんですけども、昨年度から減額された理由はわかりました。しかし、私の問題意識は今そういうところに入れなくて困っていらっし

やる待機者がいっぱいいる中で、これは県に言わなくてはいけないことなんでしょうが、県の補助金ももっとアップすれば応募してくる企業というか事業者さんがいらしてこういうことも充実させていけるのに、やはりこの金額を見ますと幾ら小規模といえども300万円足らずの補助金で果たしてその事業が立ち上げられるかとか、グループホームにしましても1,000万円足らずの補助金になっていますよね。これが県の試算の仕方だといわれればそれまでなんですけれども、私は県に対しても言わなきゃならないし、市としてこんなじゃ足りないから少しここに補足してもっとこの事業を拡大しようというおつもりはないんでしょうか。

○松岡介護福祉課長

こういった補助制度も含めましてやはり介護保険制度、新たに24年度から第5期が始まるわけでございますが、やはり十分持続して皆さんにご利用していただける制度としてさらに定着していくためには今お話あったような件につきましても、国、県のほうには要望をしてみたいと思います。

○深谷委員

1点、お伺いいたします。

市長にお伺いしたいんですけれども、資料9の52ページで第1号被保険者数が24年度、前年度伸び率で4.9%ですか。要介護の要支援者数もさまざまな介護給付サービスをしている中においても8.2%増ということで、そういった各種のサービスがあるからこそこのくらいの数字でおさめられているのかなというふうには思うんですけれども、高齢化がどんどん進んでいく中で市の負担というのは24年度の給付費でこの下の資料のところにも書いてありますけれども、予算全体でいくと29億、市の負担で3億6,300万円と。さまざまな予防策を講じるとかそういった視点で、何というのかな、引き延ばしにしていこうような感覚はわかるんですけれども、抜本的にといいますか、高齢化社会に臨むに当たって、市長はこういった介護の視点からもそうですし、高齢化社会でそういったところにどういこうふうに対応していこうというふうな、多賀城市の高齢化社会に対して臨んでいこうという思いがおりなのか、ちょっとお聞かせください。

○菊地市長

私も高齢者に入ったのでございますけれども、市の制度としてはやっぱり国、また県がどういこう方針をとるかということと、歩調を合わせながらというのがまず第一番目じゃないかなというふうに思います。独自でやれるものといえば、例えば先ほど多賀モリ体操とかああいうものがありました。それから、公園に今までは子供たちが遊ぶ滑り台とかブランコとかそういうものしかなかったのが、公園に高齢者が行って背伸びをするやつとか、いろいろと器具が歩きながら公園によって楽しめるようなそういう器具も出てまいりましたね。できれば、やっぱり市でできるものというのはこれから高齢化社会でそれこそこの間もテレビなんかであったように、前は七、八人あるいは10人ぐらいが1人の高齢者を支えた、最近は一、二人で支えた、深谷議員がもうちょっとするとそれこそ1人が1人で支えるよう

な、後十何年後はですか、なってくるというふうなことでございますから、やっぱり市のいろんな施設であるいはいろんな健康のためにどう援助してやるかというほうにシフトをするような、そういう施策をもっていかなければいけないのかなというふうに思います。これは意識づけの問題でございまして、やっぱりそれぞれ個々に自分の健康をどう維持するかという、そういう流れも市として講習会等を開きながらそれぞれと言えればそれぞれでございすけれども、多賀城市として高齢者にとってどうすれば自分で健康を維持できるかという方向性のある程度見きわめていって、それを具現化してやるという方向性も私は必要じゃないかなというふうに思います。簡単ですけれども。

○深谷委員

今おっしゃったとおり、2010年で65歳以上を支えている人が2.8人で1人、2035年には1.7人で1人というような予想がされていて、要は多賀城市でそういうふうに今市長がおっしゃったような予防策を図っていったら、一人一人がやっぱり健康で、介護保険のお世話になるといいますか、そういった給付を受けなくても健康でいられることがもちろんなんですけれども、あわせて支える側の先ほども言ったような生産年齢人口15歳から65歳までの、その間のそこの方々の所得がふえないとこの給付に対して払うものであったり、その辺を厚くしていかないと結果としては今ずっと予防を図っていても結果としてはこのように数字が伸びてきているということを反映させると、何か違うことも考えていかなきゃいけないのではないかなと思うんですけれども、その辺で市長のお考えがもしあれば。

○菊地市長

恐らく国のほうでも、例えばうちのほうでも、多賀城市でもそのようなことを考えなくちゃいけないかなと思うんですけれども、60歳定年だったやつがこれから恐らく近いうちに65歳ということも視野に入ってきているわけですね。ですから、就労人口というのは大体16歳からかな、16歳からですよ。今までは60歳だったやつが今度65歳くらいまでふえてくると。就労にかかわる人口自体も減っていく中で少しやっぱり60歳なんてとんでもないお年寄りなんてのはいなくなりましたよね。ですから、まだまだ65歳くらいまではせいぜい働かなくちゃいかなというふうな、そういうものも視野に入れていかなければいけないのではないかなというふうに思いますし、やっぱり何かというと、先ほども話しましたように高齢でそれこそ寝たきりとか、何か介護を受けないと暮らせないとか、そういう方々がふえればふえるほど、介護保険料というのは高くなっていくわけですから、できるだけ健康でみんなが望むことでございますけれども、本当に病院にかからないでというのが一番じゃないかなと。そのためにはやっぱり先ほど言ったように健康をどうやって維持するかというものに集約するのが市としては最善じゃないかなというふうに私は思っています。

○深谷委員

もちろんそれが最善であろうというふうに思います。あわせて65歳以上定年制度が変わってきて、これから変わるかもしれないということでその年齢まで生産人口に組み込まれ



る部分で助ける人口はふえるかもしれませんが、やはりそれも10年、20年とたっていけば結果としては、先ほど言ったような数字に大した変わりはないわけです。そういった中でやっぱり一番大切な、最近僕もいろんな本を読みあさらさせていただいて、これいいなというふうに思ったのが一つあったので、介護保険制度というところで予防するのとセットで同時に、生産年齢人口の所得をふやしてあげると。その方々がお金を使うことによって世の中の経済も回るし、例えばその生産年齢人口の所得と合わせて女性の佐藤委員が前おっしゃいましたが、女性の雇用の枠みたいなところをふやすということは言っている、実際の女性の方が管理職だとか、何だとかと入ってきたときの何ていうのかな、場ができ上がっていないというか、まだまだ男性職員の方々の意識がちょっと薄い部分があったりして、実際に女性が入ってきたとしてもやりづらかったりする部分が風土として残っていたりすると。多賀城市はあんまりそんなことはないかなというふうに思うんですけども、まだ若干たまにあるかなというふうな感じる部分もあるので、そういった風土は国、県関係なく市として見直せる部分なので、そういったところをいろんな方々との話を女性だけじゃなく男性側からの話も聞いて、女性をそういうふうに登用していくことで社会の流れをつくっていくというのを行政が主導して行っていくことでそういったところに寄与する部分というのは出てくると思うんですけども、これについても、そういったところで多賀城市が市としてできることなので、これは。なので市がそういう社会の市全体のうねりをつくる先導をやっていただければ他の会社なり、多賀城市に立地する会社でも市ではこういう取り組みをしているということが先進事例でそういったことにつながっていけば全体に広がっていくのかなというふうに思うので、国、県は関係なく市のスタンスとして市長のスタンスをお伺いしてみます。

○菊地市長

女性の方の社会進出というか、構造的に男性社会というふうに市役所なんか最も典型的な例かもしれないんですけども、当然市は市役所の事情があるわけですけども、できるだけ女性がもっともっと進出できるような仕組みづくり、多賀城の場合だと女性がある程度、この間佐藤恵子委員が話したのは、「課長もっと女性多くていいんじゃないの」という話をされましたけれども、その少ない理由というのはまた別にいろいろあるわけでございますけれども、そういう仕組みづくりは非常に必要だというふうに思いますし、私が思うのは深谷委員はたしか子供さん4人目ですよ。皆さんが4人産んでくれるともっともっと構造的によろしくなってくるのかなということで、やっぱり子供さんを産む、産んでいただく、そういう措置を市でつくっていくのがいいのかなというふうに思いますので、いいアイデアがあったら逆に教えていただきたいし、そういう方向性で子どもを産み育てやすい環境づくりをやっぱりやっていくのがこれからの時代としては市のやるべきことじゃないかなというふうに思います。

○深谷委員

最後に1点だけ。子供がふえることはそれは日本を持続させる意味ではいいことなんです。

ただ、今の話の中で言った生産年齢人口に達するまでは15年あるわけで、今のこの経済状況を考えれば少子化という問題はちょっと切り離して考えていい課題なので、子供については、本人同士がやる気になれば産めるものなのでそこはあんまり考えなくてもよろしいかなというふうに思うんですけども、その部分は個人差がありますので余りどうでもいいかなというふうに思いますので、ぜひそういったうねりを役所が主導で他の民間の企業なりを引っ張っていけるような風土をぜひ市役所で目指していただきたいなというふうに思いますので、前段の話まではどうぞよろしくお願いたします。

○戸津川委員

視野の広い話の後にちょっとすみません。もう一度55ページ、8ですかね、9の55ページの資料にもう一度戻らせてください。私は地域包括支援センターの職員の方に本当に感謝をする場面がたくさんありまして、よくやってくれているなあというふうに常々思っているんですけども、数字にこだわって申しわけないんですが、53ページの人口比が24年度が、人口比といいますか高齢者が4.9%ふえるんだという話をいただきました。それに比べてやはり地域包括支援センターの運営費がやっぱり1.3%は伸びておりますけれども、地域包括支援センターの職員の人たちはあんな苦勞をしながら本当に人手も足りているのかなという思いと、賃金どうなっているのかなという思いと錯綜しているんですけども。私はこの運営費の伸び率はこれで果たして4.9%も人口が高齢者、回らなきゃいけない高齢者の方がこんなにふえているのに、これで大丈夫なのかなというそういう思いがあって、どこをどう尋ねたらいいのかわからないんですけども、これでいいんでしょうか、運営費。

○松岡介護福祉課長

現在包括支援センター、御承知のように3地域包括ということで、西部、東部、中部ということで地域を区切っておりまして、今現在の委託の形といたしましてはそれぞれの所管する地域の高齢者の数に応じて3職種の配置人員をしております、3人、4人、4人という形になってございましてその配置人員に基づいて委託料というのを支払いしている、委託料を設定しているところとございまして、今お話しございましたように本当に包括支援センターの職につきましては、いろんな相談業務の増加であったり、やっぱり相談内容も複雑、困難化しているところもございまして、今出ているところはそういったところで、高齢者の数に応じて委託料の設定をしているという状況でございます。

○戸津川委員

これも現場の人たちとの話し合いが必要だとは思いますが、私はやはり見回ってこれらしゃる人たちが元気で明るくというか、展望を持って働いてこそ高齢者に寄り添えると思うんですよ。だからそういう給料安くて大変だなみたいな思いをしながら働いているとそれは余りいいことではないと思いますので、これは足りているのかということもよく職員の方々と相談をしてやっていただきたいと思います。以上です。

○柳原委員

同じ9の55ページの職員人件費のところなんですけど、ここで1,085万6,000円が2名分一般会計へ振りかえという説明があったんですけど、もうちょっとわかりやすく説明していただきたい。

○松岡介護福祉課長

この人件費につきましては、従前包括支援センターを市が直営で運営していた時期がございまして、その場合については人件費を特別会計のほうに直接計上しておったんですけど、その後委託という経過をたどってまいりまして、その中で包括支援センターを所管する職員の分を特別会計では計上しておったんですけど、補助対象事業の中にも入らないものでございますので、今年度から一般会計のほうに一括して計上したという状況でございます。

○柳原委員

わかりました。

次、資料8の66ページですが、介護事業の財政調整基金なんですけど、ことしの財政調整基金の今幾ら残っていて、今年度末は残金が幾らになるのかというのをちょっと教えてください。

○松岡介護福祉課長

ちょっとメモしておったんですけど、別な部屋にありまして、今手元にちょっと申しわけございません、持っていないので、すぐわかりますけれども。

○柳原委員

じゃあ次の質問に。同じページでその下に介護従事者処遇改善基金繰入金というのがあるんですけど、これが廃目ということなんですけど、介護職員の処遇改善のために国から基金が来ていたと思うんですけど、それが廃止になるということは処遇改善のための財源というのはどのようになるんでしょうか。

○松岡介護福祉課長

この介護従事者処遇改善特例基金につきましては、第4期の介護報酬改定の際に、介護報酬、介護従事者の方々の報酬アップ分が報酬改定に含まれまして、それに伴って保険料が急激に伸びることを抑制するために国から交付金として市町村に交付されまして、それを市町村が基金として設置をしまして3年間の中で特別会計の中に繰り入れをしながら保険料の抑制を抑えたというものでございまして、これが第4期で交付金が終了しまして、第5期以降につきましては、この交付金が国から市町村には交付されないと。なお、報酬改定等については、一般の報酬の中で改定されておりますので直接市町村に対する交付金が廃止されたということでございます。

それからあともう1点、すみません。先ほどの基金でございますが現在約1億4,700万円ございまして、これが23年度末には4,100万円になる見込みでございます。

○柳原委員

2番目の質問なんですけれども、国からの交付金がなくなってそれが介護報酬に組み込まれて、結局自治体と保険のほうの負担がふえたということになるんでしょうか。この分。

○松岡介護福祉課長

前の説明会の際にもお話し申し上げましたが、今回の保険料改定に当たりまして上昇の要素には今委員お話しございましたように今まで急激な抑制を抑えることで交付された交付金が廃止をされたことによりまして保険料にその分が結果的に含まれたという形になるものでございます。

○佐藤委員

71 ページなのですが、福祉空間整備推進事業なのですが、健康遊具は 3 カ所目ですか。

○松岡介護福祉課長

介護福祉課のほうが所管いたしまして補助を利用しているものは 24 年度が 2 カ所目になります。ただ、建設部のほうで城南のほうの公園のあちらのほうには既に設置をされておりますので、そういう意味では 24 年度の今回の計画を含めると 3 カ所という形になろうかと思えます。

○佐藤委員

昨年設置された場所もたしか西部のほうですよ。

○松岡介護福祉課長

今 23 年度補正で計上して設置しておりますのは、先ほどお話ししました高橋の生活センターの隣の高橋小深町公園のところでございます。

○佐藤委員

この事業は、私、かねてからお願いをしております、こういう国の補助金が出て何かこう継続的にやられてきているということで、大変いいかなというふうに思うんですが、3 カ所目ぐらいになりますとそろそろ地域の何ていうんですかね、地域の影響というか健康状態に与える調査とか、そういうことも少し調査をしていくという方向もあっていいのではないかというふうに、どういうふうに影響しているかとか高齢者に、利用率とかあるいは健康に関してとか、そういう調査というか、なかなか大変だとは思っただけけれども、方向が見えてくればもっと前向きに設置できるようなもう少し予算がとれるような、そういうことにもつながるかなというふうにも思うんですが、そういう方向性ではどうでしょう。

○松岡介護福祉課長

今お話し申し上げました 3 カ所ですが、まず 24 年度はこれからですし、23 年度は間もなくすっかり設置が整いまして器具としては 4 種類の器具を設置してございまして、できれば健康課のほうともちょっと話をしておったんですが、まずやはり使い方というかなじんでいただいて、これから天気がよくなったりあったかくなったりしたら、公園のほうに出ていただいてまめに使っていただく、そういったもののプラスあるいは何か健康課のほうでの健康教室の中の一環として取り入れていただくとか、そういった形で広く利用をまず使っていただく、なじんでいただくことを広げていきたいなというふうには考えてございました。

○佐藤委員

そういう中で効果も見えてくるというふうに思うんですけども、ちょっと地域的に西部に3カ所ということで、もうちょっと何か、高橋でしょ、今回高橋だっけか、と城南でしょ、それからその前はどちらかこっちのほうだよ。場所どこでしたか。もう1カ所、去年の補正でつけたところは。

○松岡介護福祉課長

申しわけございません。高橋の小深町についているのは23年度の補正で認めていた23年度事業でございました。24年度はこれから、あと建設部と協議をして設置していくということでございます。

○佐藤委員

失礼しました。じゃあ地域をバランスよく見ていただきまして、ぜひ公園の適切な公園があればそういうところに地域の方々と相談してつけていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○金野委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第25号 平成24年度多賀城市介護保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○金野委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで10分間の休憩をいたします。再開は午後2時20分。

午後2時09分 休憩

---

午後2時20分 開議

○金野委員長

再開いたします。

● 議案第26号 平成24年度多賀城市下水道事業特別会計予算

○金野委員長

次に、議案第26号 平成24年度多賀城市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○金野委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○加藤下水道課長

それでは、歳出のほうから御説明申し上げます。

資料 8 の 102 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 1 億 4,705 万 4000 円の計上でございます。

初めに、説明欄下水道課における 1、下水道事業全体計画見直し事業 5,025 万円ですが、これは近年の異常気象による局地的集中豪雨が多発している中、このたびの震災による地盤沈下の影響が懸念されるため、さらなる被害を低減すべく緊急に現状の調査及びその結果を踏まえた計画の見直しを行う経費でございます。

次に、説明欄 2 の下水道事業庶務事務 634 万 2,000 円ですが、これは下水道事業全般にわたる経常経費でございます。

次の 104 ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目雨水管理費で 2 億 6,593 万 4,000 円の計上でございます。

初めに、説明欄、下水道課における 1 の雨水施設管理庶務事務で 280 万円ですが、雨水施設管理に係る経常経費でございます。

次に 2 の雨水管路維持管理事業で 6,643 万 8,000 円ですが、暫定ポンプ場及び高崎除じん機の設備点検等業務、雨水幹線等の清掃除草等業務を行うものであります。

3 の雨水ポンプ施設維持管理事業で 1 億 3,319 万 2,000 円ですが、中央ポンプ場を含む 5 ポンプ場の設備点検等、各ポンプ場の経常的な経費を行うものでございます。

4 の仙台市雨水排水施設維持管理負担金ですが、仙台市中野雨水ポンプ場の維持管理費用の負担で、覚書に基づき計上しております。ちなみに、24 年度の維持管理費用は 4,524 万円となっております。本市の負担割合は 58.5%で 2,646 万 6,000 円となっております。

5 の中央雨水ポンプ場長寿命化計画策定事業で 1,280 万円、次のページの説明欄ですが、6 の八幡雨水ポンプ場長寿命化計画策定事業で 1,595 万円ですが、ポンプ施設等機械設備や電気設備が老朽化していることから予防保全的な管理と計画的な改築等を進めるべく長寿命化計画を策定するものでございます。

1 款 3 項 1 目賦課徴収費で 7,303 万 2,000 円の計上でございます。

説明欄 1 の下水道使用料徴収事業で徴収事業に係る経費でございます。

13 節委託料で塩竈市水道事業会計へ委託している塩竈給水区分の下水道使用料徴収業務委託料と本市水道事業会計へ委託している多賀城給水区分の下水道使用料徴収事務等委託料で、震災の影響により平成 23 年度は徴収件数が減少しましたが、被災を受けられた使用者の方々の復興が徐々に行われていることから、前年度と同件数の塩竈給水区分で 3 万 6,000 件、多賀城給水区分で 23 万 4,753 件、合計 26 万 5,353 件を予算計上しております。

次に、2 の下水道事業受益者分担金・負担金徴収事務で、12 万 3,000 円ですが、これは経常経費でございます。

次の 108 ページをお願いします。

2 目汚水管理費で、3 億 1,466 万 3,000 円の計上でございます。

初めに、説明欄下水道課における 1 の汚水施設管理庶務事務で 2,253 万 8,000 円ですが、消費税及び地方消費税、通常事務に係る経常経費でございます。

次に、2 の下水道接続促進事業で 20 万 6,000 円ですが、これは経常経費でございます。

3 の排水設備等審査事業で 81 万 1,000 円ですが、排水設備の申請受け付けに係る経常経費でございます。

4 の汚水管渠維持管理事業で 3,326 万 8,000 円ですが、汚水管の清掃や調査、補修業務、台帳整備を行うものであります。

次の 110 ページをお願いいたします。

5 の汚水ポンプ施設維持管理事業で 851 万 1,000 円ですが、これは市内 12 カ所に設置してある汚水中継ポンプ場の清掃、設備点検等業務を行うものであります。

6 の汚水処理負担金で 2 億 4,024 万円ですが、相互流出負担金と仙塩流域下水道維持管理負担金でございます。

相互流出負担金は、本市に隣接する仙台市、塩竈市、七ヶ浜町に汚水が流出するもので、総排水量を 18 万 9,950 立方メートルと見込んでおります。

次に、仙塩流域下水道維持管理負担金は震災により流量計による計測が夏以降となるため、計画水量 709 万立方メートルで予算計上しております。

3 目水質規制費で 1,118 万 7,000 円の計上でございます。

説明欄下水道課における 1 の水質規制事業で 344 万 4,000 円ですが、水質検査業務に係る経費でございます。水質検査は、流域下水道、流入下水水質検査が 19 地点と特定事業所等排水水質検査 30 地点を予定しております。

2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で 3 億 1,952 万 6,000 円の計上でございます。

なお、工事概要につきましては、資料 9 の 60 ページ、61 ページを御参照願います。

説明欄下水道課における 1 の高橋雨水幹線整備事業（浸水対策）で 5,224 万 4,000 円ですが、13 節委託料は物件移転補償調査業務委託でございます。

次のページをお願いいたします。

17 節公有財産購入費は、雨水管渠用地の購入、これに伴い 22 節物件移転等補償費では管渠用地買収に伴う物件補償費、また工事施工の際に支障となる JR 信号機及び電柱等の移転補償を予定しております。

2 の雨水施設建設事業（単独）で 1,776 万 8,000 円ですが、13 節委託料は JR 仙石線連続立体交差事業関連の雨水管渠流化断面検討業務委託費として旭ヶ丘雨水幹線 38 メートル、中央雨水枝線 30 メートル、伝上山雨水枝線 30 メートルを、15 節工事請負費は排水路改修のコンクリート土間打ち及び計画区域外市街地内水路整備工事、50 メートル、17

節公有財産購入費は高橋雨水幹線残地購入費として 64 万 8,000 円を予定しております。3 の仙台市西原雨水ポンプ場建設事業負担金で 700 万円ですが、これは仙台港の南側に位置する西原雨水ポンプ場を平成 27 年度完成予定として、仙台市が整備しているもので、多賀城市の整備負担割合は 3.2%となっております。

4 の留ヶ谷 1 号雨水幹線整備事業、浸水対策で 1 億 6,213 万円ですが、15 節工事請負費は JR 仙石線連続立体交差事業関連である留ヶ谷 1 号雨水幹線を 84.7 メートルの整備工事を予定しております。

5 の雨水枝線整備事業（単独起債）で 1,050 万円ですが、13 節委託料で東田中雨水枝線詳細設計業務委託 300 メートルを予定しております。

6 の都石雨水枝線整備事業〔浸水対策〕で 310 万円ですが、13 節委託料で仙塩病院北側雨水管許暗渠整備にかかる測量詳細設計業務委託、整備延長 30 メートルを予定しております。

7 の浮島 1 号雨水枝線整備事業浸水対策で 770 万円ですが、次のページをお願いいたします。

13 節委託料で国府多賀城駅の東側、JR 東北本線南側における雨水管許整備にかかる測量詳細設計業務委託延長 300 メートルを予定しております。

次の 8 の中央雨水ポンプ場長寿命化対策事業で 1,000 万円ですが、13 節委託料は既設棟に設置してあります 3 号ポンプ設備の更新設計業務委託を予定しております。

9 の中央雨水ポンプ場ポンプ施設増設事業で、1,000 万円ですが 13 節委託料でポンプ施設 1,500 ミリポンプになりますが、1 台の増設設計業務委託を予定しております。

10 の汚水枝線整備事業（単独起債）で 3,764 万円ですが、15 節工事請負費で汚水管布設事業と市内 20 カ所の汚水ますの設置を、また 22 節補償補てん及び賠償金では、支障埋設物の移転等補償を予定しております。

11 の汚水施設建設事業（単独）で 144 万 4,000 円ですが、これは経常経費となっております。

2 目流域下水道建設費で 1,458 万円ですが、これは仙塩流域下水道建設事業負担金で、仙塩流域下水道の建設事業費総額 3 億 313 万円に対する本市分の負担金であります。

次の 116 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目公債費で 20 億 638 万 7,000 円を計上しております。前年度と比較しまして 795 万 2,000 円の増額となっております。

1 の雨水事業元金償還事業で 6 億 6,131 万円ですが、前年度と比較いたしまして 589 万 7,000 円の増額となっております。

2 の雨水事業利息支払事業で 3 億 1,951 万 3,000 円ですが、前年度と比較して 1,384 万 6,000 円の減額となっております。

3 の雨水事業元金償還事業で 7 億 3,117 万 8,000 円ですが、前年度と比較して 3,174 万 2,000 円の増額となっております。



4 の汚水事業利息支払事業で 2 億 9,438 万 6,000 円ですが、前年度と比較しまして 1,584 万 1,000 円の減額となっております。

4 款 1 項 1 目公共下水道施設災害復旧費で 23 億 9,783 万 7,000 円の計上でございます。なお、この工事概要につきましては資料 9 の 62 ページ、63 ページ、64 ページを御参照願います。

説明欄 1 の仙台市雨水排水施設災害復旧事業負担金で 130 万円ですが、震災により被災した施設の災害復旧費用に対しまして福室排水区の負担を予定しております。

次の 2 の公共下水道雨水施設災害復旧事業（単独）で 1,776 万 3,000 円ですが、15 節工事請負費は雨水路防護柵復旧工事を予定しております。

3 の公共下水道雨水施設災害復旧事業（単独）で 1 億 876 万 5,000 円ですが、15 節工事請負費は、汚水施設災害復旧工事を予定しております。

4 の公共下水道雨水施設災害復旧事業で 2,793 万 6,000 円ですが、13 節委託料は国費対象外の災害復旧工事実施設計業務委託料及び、次のページをお願いいたします。

災害復旧事業施工前建物等事前調査業務委託料で 245 万円、15 節工事請負費は八幡雨水幹線災害復旧工事 2,510 万 9,000 円を予定しております。

5 の公共下水道雨水施設災害復旧事業（補助）で 22 億 4,207 万 3,000 円ですが、13 節委託料は国費対象外の災害復旧工事実施設計業務委託料及び災害復旧事業施工前建物等事前調査業務委託料で 6,955 万円、15 節工事請負費は第 2 の位置処理区分内及び第 4 処理区分内から第 9 処理区分内の管渠等工事 20 億 9,065 万 9,000 円、これに伴いまして 22 節で物件移転等の補償 7,193 万 1,000 円を予定しております。

4 款 2 項 1 目流域下水道施設災害復旧費で 68 万 9,000 円ですが、これは宮城県仙塩流域下水道施設災害復旧事業負担金で被災した仙塩流域下水道処理施設の災害復旧費用に対しまして建設事業負担金の割合での負担金であります。

5 款 1 項 1 目予備費で 511 万 1,000 円を計上しております。

次に、資料 4 の 22 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為でございます。

水洗便所改造資金利子補給及び水洗便所改造資金損失補償並びに自動車借上料における期間及び限度額はそれぞれ表に記載のとおりであります。

以上で、歳出についての説明を終わります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、資料 8 の 92 ページにお戻り願います。

資料 8 の 92 ページでございます。1 款 1 項 1 目下水道事業受益者分担金で 2,000 円の計上でございます。

1 節の説明欄 1、下水道事業受益者分担金及び 2 節滞納繰越分の説明欄 1、繰越額につきましては、各節 1,000 円の科目設定でございます。

1 款 2 項 1 目下水道事業受益者負担金で、51 万円でございます。

1 節の説明欄 1 下水道事業受益者負担金で本年度は 28 筆 9,640 平方メートルを計上し

ております。

2 節滞納繰越分の説明欄 1、繰越額につきましては 1,000 円の科目設定でございます。

2 款 1 項 1 目下水道使用料で 7 億 3,476 万 9,000 円でございます。

1 節の説明欄 1、下水道使用料で、多賀城給水区分につきましては総有収水量を 525 万 9,000 立方メートルと見込み、収入で 6 億 7,068 万 4,000 円、塩竈給水区につきましては、総有収水量を 53 万 1,000 立方メートルと見込み、収入で 6,079 万 8,000 円をそれぞれ計上し合計で 7 億 3,148 万 2,000 円を計上しております。

2 節滞納繰越分の説明欄 1 繰越額につきましては、平成 23 年度末に見込まれる未納額に徴収率 26%と見込み 328 万 7,000 円を計上しております。

次の 94 ページをお願いいたします。

2 款 2 項 1 目総務手数料で 50 万 1,000 円でございます。

1 節の説明欄 1、排水設備計画確認手数料と 2 排水設備検査手数料でそれぞれ 25 万円の 50 万円を計上しております。

2 節の説明欄 1、督促手数料につきましては 1,000 円の科目設定でございます。

3 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金で 1 億 3,467 万 5,000 円でございます。

1 節の説明欄、社会資本整備総合交付金でございますが、浸水対策事業、長寿命化対策事業に分かれてございます。

初めに 1 の浸水対策事業分でございますが、1 億 1,570 万円の計上で、歳出の 2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で御説明いたしました建設事業のうち、1 の高橋雨水幹線整備事業に 2,570 万円、4 の留ヶ谷 1 号雨水枝線整備事業に 8,000 万円、6 都石雨水枝線整備事業に 150 万円、7 浮島 1 号雨水枝線整備事業に 370 万円、9 中央雨水ポンプ場ポンプ施設増設事業に 480 万円となっております。

2 の長寿命化対策事業分でございますが、1,897 万 5,000 円の計上で、歳出の 1 款 2 項 1 目雨水管理費で御説明いたしました事業のうち 5 の中央雨水ポンプ場長寿命化計画策定事業に 630 万円、6 の八幡雨水ポンプ場長寿命化計画策定事業に 787 万 5000 円、歳出の 2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で御説明いたしました事業のうち、8 の中央雨水ポンプ場長寿命化対策事業に 480 万円となっております。

1 及び 2 に係る補助率につきましては、事業費の 2 分の 1 となっております。

3 款 2 項 1 目下水道事業国庫負担金で 17 億 5,015 万 9,000 円でございます。

1 節の説明欄公共土木施設（下水道）災害普及事業負担金は歳出の 4 款 1 項 1 目公共下水道施設災害復旧費で御説明いたしました災害復旧事業のうち、4 の公共下水道雨水施設災害復旧事業補助に 2,008 万 7,000 円、5 の公共下水道汚水施設災害復旧事業（補助）に 17 億 3,007 万 2,000 円となっております。補助率につきましては、事業費の 10 分の 8 となっております。

次の 96 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目財産貸付収入で 240 万 8,000 円でございます。1 節の説明欄 1 土地貸付

収入は雨水施設である管路敷や施設用地を民間事業者に貸し付けしている分の使用料でございます。

5款1項1目一般会計繰入金で19億1,651万3,000円ですが、前年度と比較いたしまして5億1,739万3,000円の増額でございます。

1節の説明欄一般会計繰入金の雨水事業分、汚水事業分の内訳といたしまして、雨水事業分で11億5,042万9,000円、前年度比較で7,446万8,000円の増、汚水事業分で7億6,608万4,000円、前年度比較で4億4,292万5,000円の増となっております。

6款1項1目繰越金並びに次のページの7款1項1目延滞金と2目加算金につきましては、それぞれ1,000円の科目設定でございます。

7款2項1目雑入で296万円でございます。

1節雑入の説明欄1の相互利用負担金（流入）で152万4,000円の計上でございます。隣接する仙台市、塩竈市、七ヶ浜町からの流入負担金でございます。流入量を4万6,210立方メートルを見込んでおります。

2の消費税還付金につきましては平成23年度消費税及び地方消費税の還付金として143万5,000円を計上しております。

3の水洗便所改造資金融資未償還金につきましては、1,000円の科目設定でございます。

8款1項1目下水道事業債で10億1,350万円でございます。

1節公共下水道事業債のうち説明欄1の単独事業債につきましては5,640万円の計上で、汚水枝線整備事業（単独起債分）汚水枝線整備事業（単独起債分）、仙台市西原雨水ポンプ場建設事業負担金分に係る債務でございます。

2の交付金事業債につきましては1億3,130万円の計上で高橋雨水幹線整備事業（浸水対策分）、留ヶ谷1号雨水幹線整備事業（浸水対策分）及び都石雨水枝線整備事業（浸水対策分）、浮島1号雨水枝線整備事業分、中央雨水ポンプ場ポンプ施設増設事業分、中央雨水ポンプ場長寿命化対策事業分の債務でございます。

2節の説明欄1、流域下水道事業債につきましては880万円の計上で、宮城県仙塩流域下水道建設事業負担金分の債務でございます。

3節の説明欄1、資本費平準化債につきましては4億6,130万円の計上でございます。

4節の説明欄1、下水道事業債特別措置分につきましては、9,240万円の計上でございます。

5節公営企業災害復旧事業債のうち、説明欄1補助事業債につきましては、1億390万円の計上で、公共下水道雨水施設災害復旧事業補助分と公共下水道汚水施設災害復旧事業補助分に係る債務でございます。

2の単独事業債につきましては、1,500万円の計上で公共下水道雨水施設災害復旧事業単独分、公共下水道汚水施設災害復旧事業単独分、仙台市雨水排水施設災害復旧事業負担金分に係る債務でございます。

次の100ページをお願いいたします。

6 節の説明欄 1、震災減収対策企業債につきましては、1 億 4,440 万円の計上で下水道使用料財源補てん分 1 億 998 万 9,000 円と、震災に係る汚水経費掛かり増しにより財源補てん分 3,441 万 1,000 円でございます。

次に資料 4 の 23 ページをお願いいたします。

第 3 表地方債でございます。

公共下水道事業で限度額 1 億 8,770 万円、流域下水道事業で限度額 880 万円、資本費平準化債で限度額 4 億 6,130 万円、下水道事業債（特別措置分）で限度額 9,240 万円、公営企業災害復旧事業債で限度額 1 億 1,890 万円、震災減収対策企業債で限度額 1 億 4,440 万円、限度額計が 10 億 1,350 万円の借り入れを見込むものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で歳出歳入の詳細について御説明させていただきました。

次に、資料 9 の 56 ページをお開きいただきたいと思えます。

資料 9 の 56 ページですけれども、64 ページまで各資料を作成いたしましたので、御参照願います。

資料といたしまして、下水道事業特別会計に係る平成 24 年度と 23 年度の比較対照資料を作成いたしました。

次の 57 ページですが、これは平成 24 年度と平成 23 年度の下水道事業費総額に係る雨水事業及び汚水事業別の歳出配分並びに汚水事業費歳出配分とその歳入内訳につきまして図式で示したものであります。

次の 58 ページをお願いいたします。

これは下水道事業の元利償還金の雨水、汚水の内訳とそれに対する財源の内訳が 23 年度当初予算に比べどう変わったかを示したものであります。上段の表につきましては、平成 24 年度、中段が平成 23 年度、下段ではそれらの比較を示した表となっております。上段の平成 24 年度当初予算の表をごらんいただきたいと思えます。

元利償還金が表の中の合計欄で 20 億 638 万 7,000 円、これを賄う財源につきましては、横方向にごらんいただきまして下水道使用料が 3 億 219 万 2,000 円、資本費平準化債が 4 億 6,130 万円、下水道事業債特別措置分が 9,240 万円、受益者分担金及び負担金が 51 万 2,000 円、消費税還付金が 143 万 5,000 円、震災減収対策企業債が 1 億 998 万 9,000 円、結果的に一般会計からの繰入金は、平成 23 年度当初予算に比べまして 2,061 万 2,000 円減の 10 億 3,855 万 9,000 円となります。

次の 59 ページをお願いいたします。

これは平成 22 年度末から平成 24 年度末までの下水道事業債残高詳細でございます。

次の 60 ページから 64 ページまでは平成 24 年度下水道整備事業概要及び箇所図でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○金野委員長

以上で説明を終わります。これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○竹谷委員

数字的なもの、申しわけないです。95 ページに資本総合整備で交付金、総合交付金が来ておりますけれども、このベースとなっている金額がいろいろありますが、これは事務経費を除いた直工の金額に対しての交付なのかどうか。

○加藤下水道課長

事務費は入ってございません。

○竹谷委員

極端に言うと工事費のみと委託費のみだけこの対象になるんだという理解でいいのか、そのほかに諸経費ありますよね、いろいろ。それは除かれるんだという解釈でいいのかということ。

○加藤下水道課長

そのとおりでございます。例えば説明欄 1 の高橋雨水幹線分 5,140 万円は、先ほど説明申し上げました委託料の物件移転補償、あと公有財産購入費、あと JR 等の移転補償費、高橋雨水幹線に関しましては、その費用での 5,140 万円でございます。事務費は 5,140 万円には入っておりません。

○竹谷委員

そして、その下に災害復旧事業負担、これ 80% 国庫負担ですよ。そういう見方でよろしいですか。

○加藤下水道課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

そうすると上段のやつは直工部門に 50%、5 割ですね、50%の補助率、下は 80%の補助率ということになるわけですが、この差額分は 99 ページの公債費でどのような振り分けになっているのか教えてください。ああ、そっか、極端に言うか。極端に。工事費に対して、工事費 100 円に対して前段の総合交付金が 50%しか来ないと。50%のうち起債が何%認められて、その起債の項目はどこに当てはまっていくのか。それから、災害の関係 20%負担分があるんですが、これは多分起債で認められているんじゃないかなという思いがあるんですけど、それはどういう起債の内容になっているのかということ。極端に言えば、そういう質問です。

○加藤下水道課長

社会資本整備総合交付金の残り 50%は、公共下水道事業債、99 ページの 1 番の公共下水道事業債でございます。充当率は残り全部でございます。（「震災のほうは」の声あり）

○金野委員長

竹谷委員、阿部下水道課副主幹のほうから回答出します。

○阿部下水道課副主幹

先ほどの質問からちょっと繰り返しさせていただく形になると思うんですが、まず社会資本交付金事業のほうの事務費の取り扱いになりますけれども、こちらのほうは事務費のほうについては、交付金は当たらないんですけれども、起債は100%という形になります。災害復旧事業のほうですがこちらのほうは、国費8割は事務費には当たりません。それも全額起債対象にはなるんですけれども、起債の計算方法につきましては、2月の補正をお願いした時点で御説明した形になりまして、震災特別交付税が当たる部分と、あと地方公営企業債が当たる部分と平成22年度の決算割合で計算した形で割合が算出される形になります。

○竹谷委員

今回の予算にはそれは入っていないよと、起債の計上、99ページの内容には入っていないよということ、入っているのであればここに入っているよという、質問の趣旨はそこなんです。

○阿部下水道課副主幹

申しわけありませんでした。まず社会交付金事業債の部分につきましては、99ページの節の1節ですね、今お話ししました災害復旧事業の部分の起債につきましては、5節の公営企業災害復旧事業債の補助事業債のほうに入る形になります。

○竹谷委員

そうすると、わかりました。ここの公共事業災害復旧債の補助事業債にその20%分は全部包括された。それから、整備交付金のほうも交付金事業債に残りの50%を全部入れたということで、極端に言えば一般財政の持ち出しは今回は計上ないと、この事業に関してはないという解釈でよろしいですか。

○阿部下水道課副主幹

申しわけございません。先ほど御説明しましたとおり、災害復旧事業分につきましては、公営企業災害復旧事業債が充当される部分と震災復興特別交付税分という部分がありまして、そちらについては一般会計のほうに震災復興特別交付税が入りまして、それが下水道特別会計繰出金という形で、下水道会計には一般税源として入ってくる形になります。ですので、20%に相当する部分の内訳は、一部が公営企業災害復旧事業債で、残りの部分は一般財源、震災復興特別交付税が充当される一般財源という形になります。

○竹谷委員

多分そういうからくりがね、だから、いいです。一般財源で充当されたやつわかりました。それは、震災の基金とか、特別交付金である。そのパーセントはどうなっているのか。そこはない、わかりませんがあればいいんですけれども、わかるのであればそこを聞きたいんですよ。現実的にこのやつは国は全部負担しているよと言っているけれども、いろいろからくりしちゃって後から見たら地方負担が生まれておったというからくりになっていると困るので、そこだけちょっと確認したかったなと思って質問したんですけれども、いいです。そこで資料がなければ後で結構ですから。その辺の仕組みを明確に、後で結構ですから書面で出

していただければ大変助かりますので、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょう。

○金野委員長

財政の仕組みは後で書面で出すということでお願ひします。その他ありませんか。佐藤委員。

○佐藤委員

私きのうちのほうの県議団のほうからファクスで送られてきた資料がありまして、きょうちょっとそこの辺を確認しながら質問をしたいというふうに思うんですが、下水道の復興の部分もなかなかこれから大変で、人も足りないということで、いろいろあちこちに自治法派遣やら友好の都市からのお手伝いやらを見込んでいっているというふうに思うんですけれども、県の資料ですと東日本大震災復興事業に係る人的支援職員派遣の調整状況についてという資料で、平成 24 年度で多賀城市は 101 人というふうな資料があるんです。ちょっと調べる調査をお願いしていたんですけれども、わかった点まで報告をしてください。

○竹谷総務課長

ただいまの御質問につきましては、事前に佐藤委員さんのほうから御紹介いただきましたので我々としましては、県への要望の 101 人というのはちょっと記憶になかったものですから、早速先ほど、きょうの午後、宮城県のほうに問い合わせをして内容を確認いたしました。その回答内容としましては、まず自治法派遣に関しては、当時というのは昨年の 11 月以前の段階かと思われまして、国においては総務省と国土交通省がそれぞれ主体的に各自治体に支援要請をされておりました。昨年 11 月に多賀城市においては 34 名という人数を正式に要望いたしております。昨年 11 月 28 日に宮城県に書面で 34 名を要望いたしまして、今日まで至っているということになっております。では、その 101 名というのはどういった数字なのかというようなことで県のほうに問い合わせをしましたところ、県の中でも主に国土交通省と連携を密にしておられる復興担当部署、こちらのほうと総務省との関係の窓口となっております、具体的には市町村課ということになりますけれども、それぞれ把握した人数がどうも合算されているというようなことで、多賀城市としましては、宮城県の市町村課のほうに 34 名を要望しておりますので、その前段の段階、その 34 名を精査する前の段階で例えば 50 人とか 60 人とかという人数がそれ以前、精査する前にあったようございまして、それらがどうも合算されているというような回答をいただいておりますので、あくまで多賀城市の派遣の要請人員はこれまでどおり 34 名ということで御理解を賜りたいと思います。

○佐藤委員

あちこちから要請で当初出た数字が合算されて 101 名になったようだという事ですけども、34 名という応援いただく人数できっちりやり遂げられるということの条件というか、裏づけというのはちゃんとできるわけですね。事業が、すべての復興事業が。

○竹谷総務課長

予算を積算する段階で、あらかじめの事業費もある程度想定をした上での人員の人数を把握しての 34 名でございますので、34 名がおいでいただければ、24 年度は事業のほうの

進捗には支障のないようにしたいというふうに考えてございます。

○佐藤委員

私、一般質問でもお願いしておりました。任期付職員というか、任期つかなくてもいいんですけれどもね、今足りない人数を緊急に採用すべきだと、そして皆さん方の仕事をスムーズにスタートダッシュよく進めていくためには必要だというふうなお願いをしました。そういう中で、退職する職員の方々がまた再び働いていただけるというようなこともあるようですけれども、ちょっと一般的に考えたときに退職する職員の方々は年齢が一定上ですよ。そういったときにその人たちの今までの職域は、管理職であったり、管理職も偉い管理職であったりいろいろあるわけですよ。そういう中で今一番必要な部署にその人たちが行って働くということについて、実際今これから頑張る職員の皆さん方の感情とか思いはどんなようなことなんでしょうかね。働きやすい職場になればいいなというふうに思うんですけれども、今まで上司だった方々なんか来て働くということについては、なかなか職場、難しいところもあるのではないかなという思いもあるんですが、そういう判断はどういうふうにしていらっしゃるんですか。

○内海総務部長

こういった状況の中でそれぞれ残っていただく方に頑張っていただくということですので、我々残る側もあるいは引き続き働いていただく方もそういった気持ちで仕事に当たっていただくものというふうにこう思います。したがって、それぞれのコミュニケーションであったり、あるいは仕事の切り分けであったりというふうな部分については、うまく調整がいくようにこちらとしても、人事のほうの担当としても取り計らってまいりたいというふうに思っております。

○佐藤委員

下水道事業は特に大変大きな工事になりますね。10年ぐらい続くということでは大変大きな工事になりますので、そういう点で本当に滞りなく進んでいくことが、復旧・復興につながって、市長がまず一番最初にやることは復旧・復興だというふうにこの間の答弁ではずっとおっしゃっています、第1番目におっしゃっています。そういう中で私の一般質問にも任期付というか、職員採用について採用しますというような最後の御返事だったんですが、採用するのであればさまざまな条件を整えていかなければならないかなというふうに思うんですが、条例の変更等も含めてそういうところのスケジュールはどういうふうになっていきますか。

○内海総務部長

この間の答弁の中では、それらも一つの方法として検討させていただくというふうな趣旨でお答えをさせていただいたものと思います。特に、今後年金のほうは実は先行しているわけですが、定年の延長の問題やその他もございまして、それからこういった事情の中で民間の企業のほうでもいわゆる技術者を欲しがっている状況でもございまして。そうした中でこういった方法が今後の復旧・復興の事業にどう対応していくのかということも含



めまして、いろいろな形での対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

○佐藤委員

いろんな方法を含めてというお答えもありましたけれども、最後に採用しますと一言おっしゃったんです。よく聞いてみてください。それで、そういうことも含めてスケジュールの決定も含めて、現場の意見をよく聞いて、そして働きやすい、復旧がスムーズに行くように、ダッシュよくいくように調整をしていただきたいというふうをお願いいたします。よろしく願いいたします。

○松村委員

105 ページですね、4 の下から 2 節目です、仙台市雨水排水施設維持管理負担金 2,646 万 6,000 円ということで計上されておりますが、これに関連してなんですけれども、本市はこういうふうにして仙台の中野ポンプ場ですか、そこをお願いしているということで、毎年こういうふうにして維持管理費、その前には設備費も出してきていたということですが、前からも議論が上がっていたようなんですが、多賀城市においては中央ポンプ場に塩竈市の雨水が流入しておりますが、しかし塩竈市からは本市が仙台市に払っているような設備費とか、あと維持管理費はいただいているということなんです、そのようになった背景とか、経緯というものを私はもう少しよくわからないもんですから、お聞かせいただきたいと思えます。

○加藤下水道課長

塩竈市から維持管理負担金をいただいているというのは、これも先輩に聞いた話なんですけれども、上から流れてくるものはしょうがないだろうという、そういうことで、塩竈市との協議というのもなかったというふうに聞いております。ただ、この中央排水区に塩竈市から流れてくる分というのは、そもそも野田の玉川ですね、既存の水路がございましたので、そういうことで多賀城市が容認したんだと思います。一方、仙台市への中野排水区は、そもそも多賀城市の高橋とか新田の方面は八幡ポンプ場のほうに流す計画でございました。しかし、昭和 61 年とか平成 2 年、その後の大雨でもって大打撃を受けたことによって八幡排水区の見直しをして、臨海鉄道から東側だけを八幡ポンプ場に流そうということになりました。そこで仙台市の中野ポンプ場に流すに際して背後地の区画整理事業も始まりましてけれども、そもそも既存の水路、高橋方面から仙台市の中野ポンプ場、仙台港のほうへと流れるという既存の水路というのが今言った野田の玉川のような立派なものではなかったということで、新たに背後地の区画整理事業に、語弊があるかもしれませんが便乗させてもらった、多賀城市がお願いして雨水排水路をつくるようになったということで、仙台市への負担をしているものというふうに認識しております。

○松村委員

今中央ポンプ場に雨水が正式に流れるようになったというのが、約 40 年ぐらい前と伺っております。昭和 46 年と言っていましたでしょうか。それで、今のお話だとあんまり協議もなかったと。上から流れてくるものはしょうがないんじゃないかというような簡単な

判断で、そういうふうにして容認してきて現在に至っているというふうな理解なんですけれども、果たして当時そういう経緯でなって現在に至っているんですけれども、これをこのままの状態をずっと今後続けていいのだろうかということを私は大変最近、すごく今回の多賀城市の津波、また雨水被害を受けて多賀城市が大変雨水対策に対して莫大な財源を投入しなきゃない、そういう現状にある中で果たしてこの状態をいつまでもこういう状態でやっていたいのだろうかという、大変そういう疑問を感じましたので今回ちょっと取り上げさせていただきました。そこで、私事前に当局のほうから資料をいただきまして、中央ポンプ場にどのくらいの塩竈からの雨水が入っているのかということで、資料をいただきまして水量、塩竈から流入する水量ですね、計算しましたところ、中央ポンプ場の総水量の約42%を占めているというような計算なんですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

○加藤下水道課長

42%、松村委員が算出した計算が妥当かどうかというのは何ともお答えのしようがありませんが、後見せていただきたいと思います。

○金野委員長

後で見せていただきたいと思います。

○松村委員

御指導いただいた計算で私しましたんですけれども、計算機間違っていなければこのパーセントだと思います。

○佐藤建設部長

中央ポンプ場の排水能力というのは1秒間に36トンでございます。これは塩竈市と多賀城市の市域から集まってくる水が中央ポンプ場に1秒間に36トン来ることです。塩竈の分は幾らなのということになりますと、塩竈の分は15トンです。毎秒15トン、ですから36のうちの15トンが塩竈から来ることです、これを計算すると大体42%というのが正解かなというふうに思います。

○松村委員

そうしますと、中央ポンプ場には10台のポンプがありますけれども、4台分は結局塩竈の、塩竈から来る雨水を処理するために設置されているというような考えになりませんか。計算からいきますと、10台ありますよね、中央ポンプ場にね。そのうち約40%が、そのうちの水量が全総量の中の42%が塩竈だとなったら単純計算として10台のうち4台は塩竈の流入する処理するためのポンプだというふうになると思うんですけれども、違いますでしょうか。

○佐藤建設部長

今中央ポンプ場は9台しかポンプ入っていません。10台で完成になるんですけれども、そのポンプも全部同じ口径じゃないものですから、10台分のうちの4台が塩竈とかという区分けはできないし、ちょっとそういうふうにとらえていいものかどうかというのは、

私自身ちょっと疑問なんですけれども。ポンプ場の100の能力のうちの42%が塩竈分だというふうに割り切ってしまうといいものかどうかちょっと疑問に思います。

○松村委員

4割がどうかというのは別としても、結局塩竈から来る水量も合わせて計算してこのくらいが必要だということで今9台ですか、現在、やっているわけですよ。だから、もしそういうものであるんだらば4割でないにしても3割か、そのくらいにしても結局そのくらいは塩竈の雨水を処理するためのポンプ場施設として設置して整備しているということだと思えますね。そういうことからいいますと、一方では仙台にはいろいろ経過はあったにしてもこういうふうにして中野ポンプ場をつくるときからそういうふうな設備費からいろいろ払っているわけです。維持管理費も毎年2,000万円以上ですね。そういうのであればやはりこれが本当に市民感覚からいって、納税している立場からいっただらば多賀城市はそんなに余裕があるのという、本当に納得いかな、私は現状じゃないかなと、塩竈の雨水をあれするためわざわざ2台なり3台でもやんなきゃない状況にあるわけですよ。それをただ、お金いただかないで40年前がそういう流れできて、今までずっとこう来ているからどうしようもないでしょうとって、こういう現状の中で済ませていいのかなという私はそういう疑問があるんですけれども。その辺はいかがでしょうか。

○佐藤建設部長

中野ポンプ場を建設するときに、建設する前の段階からいろいろ仙台市と多賀城市で打ち合わせをしまして、管理協定を結んで、建設した場合の費用負担であるとか、管理はどこからどこまでがだれがやるとか、そういう協定を結んだ上で事業に着手して負担割合を決めてやっているわけですね。ところが中央ポンプ場については、しょっぱなつくったのは多賀城市、県でつくったのかな、その後は多賀城市が引き受けて平成6年7年に増築したわけですけれども、その段階でも多賀城市は塩竈市に負担を求めています。その完成したときに、通水式ということで当時の塩竈の三升市長さんも見えて一緒にお祝いをしていただいたわけですけれども、その段階でも多賀城市は負担を求めておりませんので、今さら、今さら果たしてお願いしますと言って聞き入れてもらえるものかどうか、私ちょっと無理じゃないかなというふうに思います。

○松村委員

私は今だからしていかなきゃないことだと思います。今まではそれでも通用したと思いますけれども、こういう厳しい財政状況にある中、さっきも繰り返したように多賀城市は大変な雨水で悩んでいる、困っているわけですよ。そういう中でそういうものを今さらできるかということじゃなくて、今だからこそ私はしていかなきゃないんじゃないかなと思いますけれども、やはりこれは市長、どう思いますか。この件に関しまして。

○菊地市長

お話しするのはごもっともだというふうに思いますけれども、いろんな歴史的な背景、これをたどっていかないと一概に「何割だからあんなのところで何割ちょうだい」なんていうよう

なことは、これはなかなかお互いに隣接している都市同士ですし、そのほかの分野でも私は逆に塩竈市からいただきたいというようなことがあるかもしれません。もしかして。というのは、例えば塩釜市立病院、あれはずっと以前から、戦前からあったやつで多賀城の人たちが随分お世話になったというふうなこともありますね。御存じないですか。いろいろろんななかかわりでありますので、一概にそれは言えないからもうちょっとその辺の背景なり、今までの歴史的な経緯とかそれももう 1 回洗いざらいやってみないと、ここになってきて何ほ請求しますということはちょっとなかなか今の段階では言えないと思いますから、もう少し精査させていただきたいというふうに思います。

○松村委員

すぐというんじゃなくて、やはりそういう方向で私は検討していただきたいなと思います。やっぱりここでこういうふうな方向にするということで、ある意味で市民に納得のいくような説明というのは必要かなと思います。私もここまで深く考えたこと、今回ちょっと今まで何となくは聞いていたんですけども、調べたりもしませんでした。そういういろいろあったのからどうにもなんないのかなという思いでしたけれども、やはり今回そういう浸水あって、被害あった方たちの中からその事情を皆さんもたまたま知る機会があったときに、「え、何でなんですか」とやっぱりそういう疑問の声が大変出てきました。私たちはやっぱりこうしてきちっと納税してやっているのに、一方では負担金を払って多賀城の水をお願いしているのに塩竈の部分は全く無料ですよ。無料でそういうふうにして、今見たら約 42%という計算ですけども、それを受け入れているのかということに対して、市民からもそういう疑問の声も出ていますので、もう少し、難しいのは私もわかりますけれども、ただしょうがないというか、いろいろあるんだということでなくして、やっぱり自治体も自立経営ということで、40 年前とは随分環境も変わっていますので、やはり検討すべきじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○菊地市長

先ほど言ったようにいろんな諸事情がいろんな形で絡み合っていると思いますので、その辺を精査しないと、今精査しますということだけ申し上げて。

○藤原委員

今の件なんですけれどもね、実は私二十何年ぐらい前に伊藤市長が元気なときに塩竈からお金もらったらいいでないかと言ったことあるんですよ。そしたら「なかなかあんたはいいことに気がついた」というふうに答えたんですけども、結局何もしなかったんですよ。とにかく「議会からこんな声があるんだや」とかとぼそぼそとそういう話を投げかけて様子を見るというのをまずやってみてほしいなと私は思います。

97 ページ、違うな、97 ページね、一般会計の繰入金金が 5 億 1,700 万円ほどふえたということなんだけれども、これはいわゆる震災特別交付税であてがわれているものなので、いわゆる多賀城市自身の一般会計を食っているものではないというふうに先ほどの論議を聞くとそういうふうに理解していいんですね。

○阿部下水道課副主幹

そのとおりです。

○藤原委員

それで 116 ページに公共下水道施設災害復旧費というのがあるんですが、これはことし限りで終わりなのか、それとも、今後ともこの事業はやらざるを得ないということになるのか、その辺をちょっと見通しを回答いただきたいんですが。

○加藤下水道課長

災害復旧事業に関しましては、発注済みも確かにあります。そして 24 年度に繰り越しをお願いした分もございまして、24 年度に発注しなければならないものもございまして。ただ、皆さん御存じのように多賀城市下水道課分でも 4 件の入札不調がございました。そこで、復旧なんですけれども当初 23、24、25 で復旧を終わらせるということで各方面にお話しさせていただいておりますので、その方向で 25 年度中には必ず復旧、34 件の災害査定を受けているんですけれども、これら 25 年度中に終わるように努力したいと思います。

○藤原委員

わかりました。頑張ってください。

それから 113 ページ、留ヶ谷雨水幹線ですね、4 のところで 84.7 メートルの工事をする、これはあれですか、未整備部分はこれですべて完了するというふうに理解していいのか。仙石線の下を中心とした範囲だと思うんですけれどもどうですか。

○加藤下水道課長

今回平成 24 年度に計上しました 1 億 6,000 万円何がしのお金は、国道 45 号の上流側から大土手橋、小学校前の市道のところの橋あります。そのところの部分でございます。これを 24 年度に計上しています。それで、留ヶ谷 1 号雨水幹線、これで完成かと言われると、塩釜線、貨物線の北側もまだ未整備の部分がございますので完成とは言えないです。以上です。

○藤原委員

正確に答弁いただきました。そうすると、いわゆる留ヶ谷 2 丁目を除いた分という、中央ポンプ場までは一応整理済みということになると。今度の予算で。ということでもいいんだよね。

○加藤下水道課長

貨物線から中央ポンプ場まで 24 年度、貨物線から南側で中央ポンプ場までこの 24 年度予算でもって完成させたいということです。

○藤原委員

それはそれでわかりました。それから、115 ページに中央ポンプ場が載っていますね。これはポンプ施設増設設計業務委託料なので、ポンプ本体を増設する予算じゃなくて、いわゆる増設するための設計委託なんだと思うのね。本予算の計上はいつごろ予定していますか。

○加藤下水道課長

平成 24 年度に設計しまして、平成 25 年度に増設したいと考えております。ただ、先ほどもちょっと申しましたけれども、設計業者さんもなかなか忙しいかもしれないので、24 年度 25 年度で増設をしたいと考えております。

○藤原委員

私の一般質問に対しては、市長がどういう回答をしているかという、何で 24 年度にできないのかと私が聞いたら、設計の準備等があると。それで 25 年度だけれども、早い時期にやると答えたんですよ。普通 25 年度の早い時期といったら雨期に入る前ということかなと私は受けとめたんですけども。それをやるには、24 年度中に補正予算を組まないと実際上はできないんじゃないかというふうに私は思うんですがどうですか。

○佐藤建設部長

社会資本総合整備交付金の事業の中でやるものですから、補助のつきぐあいを見ないとその辺は、24 年でできるものなのか、25 年度にならざるを得ないのか、ちょっと今すぐには判断できないところでございます。

○藤原委員

市長は、一般質問に対して 25 年度の早い時期につけますとはっきり答えているんですよ。あれはだって係長段階からずっと原稿積み上げて、最後に市長が庁議の場で確認した文書なんでしょう。今さらいつになるかわかりませんではちょっと納得できないんですけどもね。市長いかがですか。私が答弁したとおりにやらせませうと言うべきじゃないかと私は思うんですが。

○佐藤建設部長

できるだけ 24 年度から着手できるように努力したいというふうに思います。

○藤原委員

24 年度からやりますと答えたんじゃないんだよ、一般質問の回答は。25 年度の早い時期につけますと市長答えたんだと。部長もいたから聞いているでしょう。部長が原稿上げてああいうふうになったんでしょう。ちょっと勝手に変えないでほしいんですけども。25 年度の早い時期につけますと市長答えたんだから。市長、やらせるんでしょう。

○佐藤建設部長

一般質問で市長が答弁したとおり、25 年度の早いうちに設置できるように努めていきたいと思えます。

○藤原委員

そうしてくださいね。それからもう一つ、高橋雨水幹線と六貫田雨水幹線の東側のわきっぱらに、幅 3 メートル、縦 1 メートルくらいの穴をわざわざあけていたと、桜木を守るにはそれをふさぐのが一番いいんだというふうに私言ってきました、これはことしの雨期前には工事しますというふうに部長は答えているんですね。どこにも予算計上が何かないような感じするんですけども、あれは、通常の管理費の範囲内でやるんですか。確かにあんまり金はかからない工事ではあると思うんですけども。

○佐藤建設部長

この話は先日の議会の中で答弁しておりますので、ことしの雨期が来る前に手当てをしたいというふうに考えています。予算については、今回の当初予算の中でできるか、したいなというふうに考えております。

○藤原委員

すみません。もう一つ、留ヶ谷 2 丁目については一定の検討がされないですぐこういう工事というのはならないと思うので、そこはやってもらうということで、高崎からずっと流れて来て、志引団地を通過して、仙石線の下側 25 センチぐらいそこがぼこっと高くなっているんですね。それも一般質問で直してくれと。何しろ仙石線のそこから高崎のセブンイレブンまで高低差が五、六十センチしかないんだと。その中で 30 センチぐらい床が仙石線の下底がぼこっと高くなっているものだから流れを阻害している。これはあそこは多分もう鉄道高架によってあそこに圧力がかかることはなくなると思うので、私は鉄道高架になれば工事できるんじゃないかと思うんですけども、そこについては何か検討されていますか。

○板橋下水道課長補佐

これについては今後検討を加えていきまして、高崎雨水幹線はまだ上流まで整備終わっておりませんので、その中で検討をして対処していきたいと考えております。

○金野委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 26 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○金野委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩に入ります。再開は、午後 4 時。

午後 3 時 47 分 休憩

---

午後 4 時 00 分 開議

○金野委員長

おそろいですので、再開をいたします。

● 議案第 27 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計予算

○金野委員長

次に、議案第 27 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計予算を議題といたします。

● 収入支出一括説明

○金野委員長

それでは、収入支出一括説明を求めます。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

それでは、水道事業会計について御説明を申し上げますので、資料 4 と 8 と 9 を御用意願います。

まず、資料 9 の 65 ページの予算関係資料をお開き願いたいと思います。

初めに、業務比較表から御説明申し上げます。

平成 24 年度の予算編成に当たり、1 年間の業務の基礎となる予定量をあらわしたものでございます。

平成 24 年度の欄をごらん願います。給水区域内人口 5 万 5,100 人、給水人口は 5 万 5,096 人で、平成 23 年度当初と比較しまして 1,853 名の減であります。給水戸数 2 万 1,800 戸で 588 戸の減、普及率は 99.99%を見込んでございます。年間総配水量は 570 万 256 立方メートルで 39 万 7,708 立方メートルの減、1 日平均配水量は 1 万 5,617 立方メートルで 1,044 立方メートルの減であります。

次に、1 日最大配水量 1 万 8,244 立方メートルで 1,219 立方メートルの減、年間総有収水量 530 万 1,238 立方メートルで 39 万 3,041 立方メートルの減であります。これは震災の影響により水需要が落ち込んでいることから配水量を減少傾向で算定していることによるものでございます。有収水量率 93%で 0.38%の減少と見込んでございます。

次に、職員数ですが、昨年同様 27 人でございます。

供給単価は 292 円で 1 円 56 銭の減でございます。給水原価は 302 円 71 銭で 20 円 22 銭の増でございますが、これは有収水量の減少に伴い単価が割高になることによるものでございます。

次に、仙南仙塩広域水道受水費で 127 円 64 銭で 19 銭の増となっております。仙台分水受水費は 162 円 96 銭で前年度より 32 円 57 銭の増となっております。配水量の減少に伴い、仙台分水からの受水量が減となり単価が割高となったことによるものです。

次に、下の表でございます。費用構成及び給水原価調べについて御説明申し上げます。税抜き表記となっております。

まず、人件費 2 億 2,499 万円で前年度より 170 万 3,000 円の増となっております。

次に、受水費 6 億 1,918 万 5,000 円は、仙南仙塩広域水道及び仙台分水に係る受水費でございます。配水量の減少により 375 万円の減額となっております。

次に、負担金 1 億 5,657 万 2,000 円は、仙台分水に係る設備負担金でありまして、前年



度と同額であります。

次の修繕費 1,392 万 7,000 円は、419 万 1,000 円の減額となっておりますが、これは施設等修理費の減額によるものでございます。

減価償却費 2 億 6,675 万 6,000 円は、460 万 5,000 円の増額となっております。これは、平成 23 年度において末の松山浄水場遠方監視設備等更新工事による資産の取得に伴い減価償却費が増加したものでございます。

支払利息 1 億 73 万 2,000 円で 521 万 6,000 円の減であります。公的資金補償金免除繰上償還制度活用により、利子負担の軽減を図っていることなどによるものであります。

その他物件費 2 億 2,060 万円で 301 万 7,000 円の増額となっておりますが、これは委託料などの増によるものでございます。

以上、費用合計で 16 億 476 万 2,000 円となり、前年度より 383 万 2,000 円の減額となっております。

次のページをお願いします。

平成 24 年度予定損益計算書でございます。

24 年度当初予算と 23 年度当初予算と各科目ごとに比較しておりまして、消費税等抜きの金額となっております。右側が収益、左側が費用でございます。色のついている部分が 24 年度、その他ののが 23 年度予算、比較増減、そして主な増減理由となっております。

まず、右側の収益でございますが、上の段の営業収益中、給水収益では有収水量の減少に伴い約 1 億 2,000 万円の減額となっております。

その下の営業外収益では、他会計負担金の増により約 260 万円の増額となっております。

下の段の特別利益では、固定資産売却益で土地売却益の減により、約 2,600 円の減となっております。収益合計欄は一番下になりますが、収益合計では 16 億 1,640 万 1,000 円となり、前年度に比較して 1 億 5,175 万円の減額となっております。

一方左側の 24 年度費用でございますが、上の段の営業費用では減価償却費などの増加に伴い、約 130 万円の増、中ごろの営業外費用では、支払利息の減額により約 520 万円の減となっております。費用の合計欄は下から 3 行目の小計欄で費用合計で 16 億 517 万 6,000 円となり、その結果当年度純利益は 1,122 万 5,000 円となり、前年度当初と比較して 1 億 4,791 万 8,000 円の減となっております。

次の 67 ページにつきましては、23 年度最終予算、4 号補正後との比較表、68 ページ以降は予定資金計画表、予定貸借対照表の内訳が記載されておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

次に、資料 4 の 24 ページをお願いいたします。

平成 24 年度多賀城市水道事業会計予算でございます。

なお、予算額につきましては消費税等を含めた表記となっております。

第 1 条は、総則です。

第 2 条は、業務の予定量で (1) から (3) までは、先ほど御説明申し上げたとおりでござ

います。(4)の主要な建設改良事業は、配水管整備事業で2億1,209万円を予定しております。また、配水管改良事業は2,182万9,000円でございます。

次の第3条は、収益的収入及び支出でございます。

収入は、第1款水道事業収益で16億9,694万2,000円、これに対する支出は、第1款水道事業費用で16億7,504万円でございます。

次のページをお願いします。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

中ほどの収入支出から御説明申し上げます。

第1款資本的収入で1億9,395万6,000円を計上しております。一方、支出は、第1款資本的支出で5億7,296万円でございます。その結果、上段に記載しております第4条の本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億8,020万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,027万1,000円、過年度損益勘定留保資金1億4,200万2,000円、当年度分損益勘定留保資金2億2,893万6,000円で補てんするものでございます。

なお、当年度発生する水資源開発負担金、210万円につきましては積み立て処分とするものでございます。

次の第5条は、債務負担行為でございます。

上下水道料金調定収納システム借上げ及びその補修に係る債務負担行為を設定するものでございまして、期間及び限度額は表に記載のとおりです。

次のページをお願いします。

第6条企業債でございます。

配水管整備事業債であります。第2条で御説明申し上げました主要な建設改良事業を行うための起債で、配水管整備事業2億1,209万円のうち1億8,020万円を借り入れするものです。

なお、起債充当率については、事業費の85%で計上しております。

次の第7条は、一時借入金で借入れ限度額を5,000万円と定めるものです。

第8条は、予定支出の確保の経費の金額を流用することができる場合の項目を定めたもので、営業費用、営業外費用、特別損失の各項目間で流用ができるということでございます。

第9条は、議会の議決を得なければ流用できない経費を定めたもので、職員給与費2億3,414万1,000円、交際費5万円でございます。

第10条は、たな卸資産購入限度額を定めたもので、その限度額を853万4,000円と定めるものであります。

すみません、次に、資料8の141ページをお願いします。

○小幡管理課長

平成24年度多賀城市水道事業会計予算実施計画説明書でございます。これも同様に消費税等を含めた表記となっております。

初めに、収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。主なものについて説明させていただきます。

1 款水道事業収益 16 億 9,694 万 2,000 円、1 項営業収益 16 億 9,250 万 2,000 円、1 目給水収益 16 億 2,535 万 9,000 円でございます。これは水道料金収入で年間有収水量 530 万 1,238 立方メートルに供給単価 292 円と消費税を乗じたものでございます。

2 目加入金、1,451 万 6,000 円でございます。新設、増設等の加入金で 129 件を見込んでございます。

3 目受託工事収益 5 万 3,000 円でございます。修繕工事収益で給水装置工事 10 件分を見込んでございます。

4 目その他営業収益は 5,257 万 4,000 円を計上しております。手数料は給水工事申し込み等 563 件で 227 万 7,000 円、下水道負担金は下水道料金の徴収に伴う負担金 23 万 4,753 件と下水道排水設備等徴収に伴う負担金 700 件で、合わせて 4,859 万 6,000 円を見込んでございます。雑収益の 170 万円は督促手数料でございます。

次に、2 項営業外収益 443 万 7,000 円でございます。

1 目受取利息及び配当金でございますが、資金運用に伴います利息 10 万円を見込んでございます。

2 目土地物件収益 27 万 9,000 円は、水道用地の駐車場使用料等でございます。

3 目雑収益 16 万 2,000 円でございます。不用品売却収益 10 万 5,000 円、その他雑収益 5 万 7,000 円は、電気料等使用者実費徴収金でございます。

4 目他会計負担金 389 万 6,000 円でございますが、下水道会計で負担する水道庁舎使用事務経費負担金でございます。

次に、3 項特別利益は科目設定でございます。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

次に、支出について主なものを御説明申し上げます。

1 款水道事業費用 16 億 7,504 万円、1 項営業費用 15 億 5,369 万 7,000 円、1 目原水及び浄水費で 9 億 6,117 万 2,000 円の予定額でございます。

給料から法定福利費につきましては、職員 3 名分の人件費となります。

下から 7 行目の委託費 1 億 1,970 万円のうち、施設維持管理といたしまして末の松山浄水場ほか運転管理等包括業務委託に係る費用 1 億 1,550 万円、また水安全計画策定業務として 420 万円を計上しております。これは水道ビジョンに掲げている事業であります。世界保健機関 WHO が提唱する食品製造分野で確立されている考え方、ハサップ、HACCP を導入し、水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築する水安全計画を策定するものであります。

手数料 21 万 9,000 円、多賀城市震災復興計画事業に上げている事業で、福島第一原子力発電所の事故による市内で排水する水道水への影響を明らかにするため、自己水源岡田水源について定期的なモニタリングを行い、公表するために行うもので、岡田水源浄水後の水

質検査、並びに発生する汚泥の放射能検査手数料でございます。なお、仙台分水仙南広域水道については、おのおのモニタリングを行っており、公表しております。

賃借料から次のページの保険料までは経常経費でございます。

2 目配水費で 9,507 万 3,000 円の予定額となっております。給料から法定福利費までは職員 7 名分の人件費となっております。報酬につきましては、震災の復興に伴い増加する給水工事や配水管との接続などにおいて適切な指導助言を行うための非常勤職員 1 名を新たに任用し対応することとしています。

次の 144 ページ、1 番上の行、委託料で 1,447 万 4,000 円は、漏水調査業務委託として 630 万 6,000 円、これは平成 23 年度は東日本大震災により津波区域エリアを実施しましたが、本年度は区域エリア外の区域を予定してございます。システムデータ構築委託 63 万円、現在管路の更新にあわせ耐震化事業を促進しておりますが、これまでの耐震管 NS 管と言っていましたけれども、NS 管にかわり管布設のコスト削減、長寿命を可能にした外面耐食塗装、施工性の向上を備えた新たな管種が日本水道協会で規格化されたもので、採用にあたり積算システムデータの構築委託を行うものであります。その他休日等修繕業務委託水圧調査末端給水における残留塩素の測定業務の費用からなっております。

手数料から保険料までは経常経費でございます。

3 目給水費で 4,897 万円の予定額でございます。

給料から法定福利費につきましては、職員 3 名分の人件費となりますが、平成 24 年 4 月からの組織改編に伴い、現在のお客サービス係から給水装置に係る業務関係を移管し、給水係を新設するものでございます。

次のページをお願いします。

上から 5 段目の委託料 1,634 万 2,000 円で検定有効期限が満了となります量水器 3,166 個の交換業務として 789 万 6,000 円、そのほか夜間修繕受付業務委託などがございます。また、中ごろの材料費 529 万 5,000 円は、満了となります量水器及び不進行、凍結による量水器 2,707 個の修理代となっております。

4 目受託工事費で 1 万 1,000 円の予定額で、工事費 1,000 円は科目設定でございます。

○小幡管理課長

次の 5 目業務費 8,049 万 9,000 円は、水道料金調定、徴収及び検針その他の業務に要する経費でございます。

給料から次のページの法定福利費までは職員 5 名分の人件費でございます。主なものとしたしましては、中ごろの委託料 789 万 1,000 円でございます。転出転入に伴う開閉栓業務委託と検針システム機器保守点検に係る委託料でございます。

次の手数料 2,073 万 7,000 円は、量水器検針事務手数料で 29 万 6,010 件、1,613 万 6,000 円と、水道料金の口座振替手数料とコンビニ収納取扱手数料で 23 万 5,200 件を見込んでございます。

6 目総係費 9,458 万円は、水道事業活動の全般に要する経費でございます。

給料から次のページの法定福利費までは管理者と職員 7 名分の人件費でございます。

旅費から次のページの中ごろの保険料までは経常経費でございます。

7 目減価償却費 2 億 6,675 万 6,000 円は、平成 24 年度分の有形固定資産減価償却費でございます。

8 目資産減耗費 663 万 5,000 円のうち、固定資産除却費 663 万 4,000 円は、配水管の布設がえに伴う工事物等の除却費でございます。

次に、2 項営業外費用 1 億 2,094 万円でございますが、1 目支払利息 1 億 73 万 2,000 円で、企業債償還利息 1 億 53 万円と、一時借入予定額 5,000 万円の借入利息 20 万 2,000 円でございます。

2 目消費税及び地方消費税 2,020 万 7,000 円は、消費税等納付予定額でございます。

次のページをお願いいたします。

3 目特別損失 20 万 3,000 円でございますが、2 目過年度損益修正損 20 万円は、水道料金の過年度還付金でございます。

次のページをお願いいたします。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

資本的収入、支出について御説明いたします。

初めに、収入で、1 款資本的収入で 1 億 9,395 万 6,000 円の予定額でございます。

1 項 1 目配水管整備事業債 1 億 8,020 万円は、配水管整備事業費 2 億 1,209 万円の 85%を企業債として借り入れるものでございます。

2 項 1 目他会計負担金 309 万 2,000 円は、消火栓改良工事 5 基に係る一般会計からの負担金でございます。

3 項 1 目水資源開発負担金 220 万 5,000 円は、集合住宅などによる収入を見込んでおります。

4 項 1 目有形固定資産売却代金は科目設定でございます。

5 項 1 目工事負担金は、漏水管移設工事であり、都市計画道路清水沢多賀城線築造工事に伴う工事負担金でございます。

次のページをお願いします。

支出について御説明申し上げます。

1 款資本的支出 5 億 7,296 万円、1 項建設改良費 2 億 3,787 万 1,000 円、1 目配水管整備事業債 2 億 1,209 万円の予定額でございます。

給料から法定福利費までは、職員 1 名分の人件費でございます。

下から 4 行目の工事費は配水管整備工事費等 8 件で 2 億 135 万 5,000 円の予定額でございます。

2 目配水管改良事業費 2,182 万 9,000 円。

委託料 315 万円。工事費 1,867 万 9,000 円の予定額でございます。工事内容につきましては、議案関係資料 9 の最後のページで 74 ページと 75 ページを後ほど御参照願いま

す。

次のページをお願いします。

3 目量水器購入費で 253 万 2,000 円は、量水器 13 ミリから 50 ミリまで 129 個の購入代でございます。

4 目その他はパソコン 10 台分の購入費でございます。

次に、2 項 1 目企業債償還金 3 億 3,488 万 9,000 円は、元金償還金であります。

3 項 1 目予備費として 20 万円を計上してございます。

以上で説明を終わります。

● 収入支出一括質疑

○金野委員長

以上で説明を終わります。これより収入支出一括質疑に入ります。

○深谷委員

どの一般会計でもあったんですけども、パソコン、最後の 151、152 ページですね。今備品で 142 万円で 10 台分、こっち買って 151 ページではパソコンが借り上げということで、パソコンこっちで備品としてやって借り上げている部分とで、どういう違いがあるのかということちょっと 1 点お伺いしたいんですけども。

○小幡管理課長

確かに一般会計のほうではリースということになっております。ただ、水道のほうでは台数が少ないものですから、リースと比較したんですけども、リースの場合 5 年間なんですけれども、水道の場合 5 年、6 年とか 7 年使っておりますので、リースよりも買い取りのほうが安くなるという試算がございましたので、買い取りということにいたしました。

○深谷委員

今の内容を受けて、一般会計のほうではどのように考えますでしょうか。

○竹谷総務課長

一般会計のほうでは借り上げ方式で、いわゆるリースで借りておりますけれども、当然買い取りをした場合と備品として購入した場合とリースを比べますと、当然リース料金のほうが高くなると、基本的には 5 年リースで借りておるんですけども、ただし、一概に値段だけで言えない部分がありまして、水道の場合は職員数が 27 名、水道以外の部局につきましても、職員数として四百数十名おりますので、それらがすべて同じシステムで日常業務を行っておるというようなことがありまして、パソコンを購入する、あるいはリースをするという場合については、パソコンに内蔵されておるソフトも一緒にリースする、例えば、OS といわれる部分、ウィンドウズ何々といわれる部分がありまして、何年かごとに変わってきて新しいものに更新されていかれます。それがまず一つと、OS の部分がありまして、そのほかに基本ソフトの部分があります。エクセルだとか、ワードとか一太郎だとかそういった部分に関しましても、バージョンが何年かごとに上がっていくということがありまして、やはり大人数でとらえた場合には、それらのメンテナンスの部分とか保守の部分もリース契

約の中に含めておりますので、そういったところを考えますと金額は若干高目にはなりませんが、そういったものを維持管理していく部分ではリースもある意味メリットがあるという判断のもとで、台数の多い一般会計部分に関してはリースを採用しているということでございます。

○深谷委員

僕のパソコンがちょうど7年目でメンテ一切行っておらず、ハードディスクでそのまま使っております、OSについてもウィンドウズでいうとビスタを使っております。XPを使っている方もいらっしゃいますし、今買ったほうが経済的なものと考えてよかったという視点は、今総務課長がおっしゃったような中身の問題に関してはあんまり問題ないかなと。さまざまシステムの改修の費用というのは、他の予算で計上している部分でございますよね。なのでそういったOSとか云々というよりも、やっぱり財源的なものを検討する価値はあるんじゃないのかなというふうに今の水道部のお話を受けて感じましたので、ぜひ検討してみてください。多分買ったほうが安いんじゃないかなというふうに思いますので。よろしくをお願いします。パソコンのところありがとうございました。

それで、1点ちょっとこういうことがあったんです。世帯主がさまざまな理由で変わっていたんです。その家に住んでいない世帯主の名前で水道の漏水管の修理の、鉛管か、の修理の案内が水道事業所から届きました。これは、その方は生きていますけれどもさまざまな理由でそのうちに住んでおられないんです。さまざまな理由で。これが今回の震災で亡くなった方も同様にそういう場合があるんじゃないのかなと。亡くなった方のところに亡くなった方のお名前で届くような名簿といいますか、そういった管理ではちょっと送られてきたほうも気分的にはどうなのかなというふうに思うので、この点についてはぜひそういった役所の市民の情報を管理しているところと連携を図って、データの見直しを早急に図っていただきたいというふうに思うんですけれどもいかがでしょうか。

○小幡管理課長

鉛管のお知らせについては、先月ですけれども私どもから送らせていただきました。それで、給水装置の所有者が変更になった場合は原則として水道部のほうに届けを出していただくというような制度、システムになってございまして、その届けが出ていない方をうちのほうで把握できなかったということで、お亡くなりになった方のお名前で出してしまったということになったと思うんです。それで、その後役所内での突合ということなんですけれども、一般会計の市民課のほうで個人情報の関係もございまして、その辺のすり合わせとかしていかないと、ちょっと今すぐここでは御返事できないかと思うんですけれども。

○深谷委員

その個人情報等はわかるんですけれども、確かに届け出という部分で、それが亡くなった方がいらっしゃって亡くなった方届け出て、僕も初めて量水器の使用権の部分でということがあったと思うんですけれども、亡くなった方々の情報なりなんなりというのは、届け出なりなんなりで把握している部署と、出されたほうが気分が悪いのでそれは早急にやったほう

がいいかなと思うんですけども、いろんなところと図らなきゃいけない部分があると思うので、ぜひちょっと検討してみてください。

○藤原委員

管理者にお尋ねしますが、これまで歴代の管理者がたびたび手元に持っておきたい資金は最低これぐらいであるというふうな表明をされておりましたけれども、現管理者はどれくらい持っておきたいなというふうに思っておられますか。

○佐藤水道事業管理者

なかなか判断が難しい質問でございますが、実は多賀城市の水道は昭和 26 年から給水を開始しまして、ことしで平成 23 年で 60 周年を迎えてございました。そんな中で昨年 3 月に大きな震災を受けまして、今まで本当に経験したことのない減収を現在見てございます。23 年度の決算も 3 月末で閉めますけれども、今現在の見通しでは約水道料金収益で 3 億 2,000 万円くらいが見込まれるのかなと思ってございます。そんな中で、実際平成 22 年度の料金改定時のお話がありますが、あの当時、料金改定に当たっては資金として 5 億円くらいは常に持っておきたいと、多分前の管理者がそういう答弁をしたと思いますけれども、現時点で平成 24 年度の予算を策定した段階で見込まれる資金でございますが、4 億 2,000 万円くらいが残るのかなと思ってございます。ただこれも、今後の水事情の影響が今年度 24 年度でどれくらい回復するのかわかりませんが、なかなか見通しは難しいわけでございますが、やはり最低 4 億ぐらいの資金は手持ち資金としては、今回の震災を経験して持っておきたいなという考えは持っております。

○藤原委員

手っ取り早く正味の金が今幾らあるのかというのは、貸借対照表の中の流動資産から流動負債を引いた正味運転資本だと。これはもうずっと前から議論してきまして、水道当局もその概念は使っていますということでした。正味運転資本の変化は平成 22 年、23 年、24 年見込みでそれぞれどういうふうになるのかということなんですが、いかがですか。

○佐藤水道事業管理者

その辺の細かい数字については管理課長のほうから答弁させます。

○小幡管理課長

ちょっと資料 8 の 137 ページ、お開き願いたいと思うんですけども、一番下の 2 に流動資産でございます。この流動資産の合計が 9 億 3,173 万 2,000 円でございます。それに対しまして、右側 138 ページの 4 のほうでございます。流動負債の合計が 1 億 9,527 万 7,000 円でございます。差し引き 7 億 4,000 万円ぐらいの 23 年度末では正味運転資本ということになります。それに対しまして、24 年度 139 ページお願いしたいと思いません。これも同じく流動資産の合計でございます。8 億 1,474 万 3,000 円でございます。それに対しまして流動負債 140 ページの 4 のほうでございますが、1 億 6,240 万 4,000 円でございます。差し引き 6 億 5,000 万円ぐらいの数字になっていますので、23 年度よりは若干減少するというような見込みでございます。



○藤原委員

22年度は既に決算が出ていまして、22年度の正味運転資本は10億3,488万7,000円です。同じように計算することができます。23年度の見込みが先ほど回答ありましたように7億3,645万5,000円ということになりますね。その差額は正味の手持ち資金減が2億9,843万2,000円。だから3億円減ったんです。22年度から23年度にかけてね。だけどこれは、震災があって水道料金も減免したり、いろんなことがあったものでこれはまあしょうがないというふうに思うんですね。23年度から24年度にかけてどれくらい正味の運転資金が減るかということ8,411万6,000円、先ほど答弁あった数字の差額は8,411万6,000円なんですよ。24年度は1,100万円の黒字になる予定だということですよ。損益収支で1,000万円黒字になるのに何でお金が減ってしまうのかということについては、どういうふうに見られておるんですか。

○小幡管理課長

水道事業の資金の場合、3条予算の差し引きプラス、4条予算のほうの資金的な流れもございまして、そちらのほうで資金的なものがちょっと食うというか、そちらのほうでちょっと若干不足するという感じになるので、現金預金というか、正味運転資本が若干減るというような感じになると思いますけれども。

○藤原委員

大ざっぱに言うとそういうことね。3条予算で黒字でも4条予算で不足財源ある場合には、その3条予算の利益の中から補てんしなきゃいけないから手持ち資金は減っていくんだということですね。例えば、27年度に仙南仙塩広域水道の負担金がちょっと減るかもしれないけれども、それはちょっとまだ不確定なので、もしこのまま毎年ですよ8,400万円の手持ち資金が減っていったら、28年度あたりは手持ちが3億円切るぐらいになるんじゃないかというふうに思うんですけれども、それはどうですかね。

○小幡管理課長

先ほども管理者からもお話ししましたけれども、昨年の大震災で4月分全額とあと5月分の水道料金一部減免をいたしまして、大体3億2,300万円ほどの補正減をしたところでございます。24年度につきましても、なかなか回復ぐあいが見通しができないということで1,100万円ほどの純利益を計上してございますが、この震災によりましてメーターを上げた件数が大体1,200件ほどございました。そのうち再取り付けしましたのが、340件ほどございまして、だんだん有収水量も少しずつ伸びてきている状況にございますので、今のところちょっと水の売り上げの見通しが立たないんですけれども、このままいきますと経営的には厳しくなるというふうには認識しております。

○藤原委員

それで、柳原委員が昨年の12月議会に平準化債で使えるんだから使ったらどうだと、こういう質問をいたしました。ところが、私は実のところ管理者がかわったらこの辺の認識も変わるんじゃないかと思っていたんですが、従来どおりの答弁だったんですよ。それで、平準

化債についてお聞きしたいんですけども、私が議員になってから 29 年が終わろうとしています。それで、私が議員になりたてのころはちょうど新たな水源がまだ見つかっていなくて、料金改定もなかなかできなくて不良債務が発生したという時期もありました。ただ、元金償還額が原価償却額を超えるという現象は 29 年の議員生活の中でここ数年なんです。今後こういう現象が今の現象が終わった後、今度いつごろ出るかというのはシミュレーションしているんですか。

○佐藤水道事業管理者

藤原委員のおっしゃることはもちろんございますが、確かに我々水道事業体は過去に設備投資したやつが多賀城だけでございませぬけれども、他の自治体も大体償還期間を迎えてございます。当然減価償却費が今一番ピークになっている、それは事実でございます。ただ、先ほど管理課長のほうから御説明申し上げましたけれども、確かに今回の震災を受けて先行きが大変不透明でございますが、実は先ほど震災による影響で量水器が、水道のメーターですね、これを市内で 1,200 件ほど撤去してございます、現在。主に津波被害地区だけでそのうちの約 8 割、約 900 件ほどが、津波の被災があった地区がメーターを今現在外してございます。それらを現時点で 320 件ぐらい再設置をしたということもございまして、その辺の回復ぐあいが、多賀城市今後 10 年かけて復旧・復興に向かっていくわけでございますが、そんな状況も見ながら、今の数字がこのまま推移していくのなかなか不透明でございます。それから、先ほど次の仙南仙塩の料金の改定があるということでございますが、仙南仙塩のほうも今回大きな被害を受けてございまして、その辺のこともなかなか現時点で不透明な中で今後の水道事業経営については、確かに苦しいわけでございますが、現時点においては平準化債の活用まではまだいかなのかなという判断をしております。

○藤原委員

私が聞いたのは、今度いつそういう現象があらわれるのかということですよ。

○佐藤水道事業管理者

当然水道施設関係の減価償却は 40 年とかそういう話でございますので、将来的にはそういう時期が来るのかなと思ってございます。

○藤原委員

単純にそうはならないでしょう。これ見ればわかるように平成 55 年ころに一たん山になる、なだらかな丘になるけれどもまた下がるでしょう。だから、えらい 50 億とか何十億とか設備投資を集中して今後またやる機会があればそういうことはあるかもしれないけれども、またあるとは限らないですよ。だから、いわゆる減価償却費を元金償還が超える現象というのは、四、五十年の水道のサイクルの中ではあんまりないんですよ。そう思いませんか。皆さんが出したこの期間だって平成 13 年から平成 60 年まで書いてあるから、47 年間のこのグラフになっているんですよ。47 年間のグラフの中で元金の償還費が減価償却を超える現象というのは今の時期だけなんですよ。だから本当にまれな現象なんですよ。そのときにわざわざ政府が超える分は使っていいよと言っているわけだ。頑として頑固に聞

かないわけ、皆さんはね。質問を変えますが、何でこういうふうに急に一気に下がるのかと。元金償還が。それはどういうふうに思いますか、何でぐーっと急に下がるのか。

○小幡管理課長

過去に拡張事業、配水池等構築した場合、借り入れた元金償還金が終わりました、この下の表にもございますけれども、25年度以降の起債の発行額が大体3億円ぐらいに予定してございますので、前に書いた分の償還が終わった分とあと3億円ぐらいの補完金の発行額にもこういう評価額が急激に下がるというようなことになると思います。

○藤原委員

俗っぽく言うけれども、歌にも山とか川とか海とかいろいろな歌があるけれども、山があるから谷があるんですよ。今必要以上の負担をさせられているんですよ。そのはね返りとしてどーっとこの谷ができるわけ。そういうことでしょうか。谷ができるということは山があるから谷ができるんでしょう。これは同じようなテンポで同じような規模ですと設備投資をやっていたらこんなふうにはなんないでしょう。大体元金償還は減価償却費に大体接近してなだらかになるんですよ。ところがある時期が一んと返す時期があるものだから、次の段階で谷ができるとそういうことでしょうか、谷ができるということは。違いますか。

○佐藤水道事業管理者

そのとおりだと思います。ただ先ほどから議論していますけれども、水道の資本費平準化債を我々は決して否定するわけではございません。ただ、こういう災害があって、そういう中で先行きなかなか見通せない状況の中で、ですから先ほども言ったように現時点では平準化債を採用する考えはございませんということの考え方でございます。

○藤原委員

どうも結論ばかり先に言いたがるんだけど、それで、問題にしたいのは12月議会での柳原議員に対する答弁の中身です。管理者はこういうふうに答弁しているんですよ。「償還期間を平成24年度以降当該年度の元金償還金が減価償却費を超える期間となる平成30年度までにおいて資本費平準化債を活用した場合、償還期間を30年とした試算では資本費平準化債の返済に当たっては約1億4,400万円の新たな利子負担が発生することから後世代への負担も増加させることになるものでございます」要するに、資本費平準化債の活用というのは、後世代への負担を増加させることになるんだと。こういうふうに言っているんですよ管理者は。だけど、先ほど管理者が認めましたように何でこういうふうに減るのかというと、ここの山があるから減るんでしょう。だからいわば減価償却費分だけならして負担するはずのものが、今の人たちがいっぱい負担しているから軽くなるだけなんですよ。それをならすのが何で後年度への負担を増加させるものになるというふうな解釈になるのか、私はそれがよくわからないんですよ。減価償却費を超えて7,000万円も負担させることがなぜ全然問題にならなくて、減価償却費、例えば一番最低のころは元金償還が1億円も少ないんですよ。1億円少ない中で300万円、400万円負担してもらうことが何で後年度に対する負担のつけ回しになるのかと、そういう解釈になってしまうのかと、それは理屈的

におかしいんじゃないのかと。山があるから谷があるんだよと。山の分をならして何で悪いんだということなんですけれども。

○佐藤水道事業管理者

確かに平準化債を活用した場合には、当然新たな利子負担が発生いたします。そういう意味の中において私は後年度にも負担は当然出てきますよということの答弁をしたつもりでございます。

○藤原委員

だからね、それはだれだってわかるよ。利子負担できるのは、私が聞いているのは、何で減価償却費を超える 7,000 万円が問題にならなくて、あなた方問題にしていないわけだ。大した負担じゃないと言って。今は経営が厳しくないと言って。平準化債使ったらどうだというと、いや経営はそんなに厳しくないんだと言って、減価償却を超える 7,000 万円については問題にしないわけだ。ところが、それを使うと年間三、四百万円の負担がふえると。だけど、どういう状態の中での三、四百万円の負担かということ、減価償却から 1 億円も元金償還金が少ない中での負担なんですよ。そういうのをつけ回しというのかと言っているの、私は。利子がつくのはだれだってわかるでしょう、そんなのは。じゃあ何で減価償却を超える時期の毎年毎年 7,000 万円の負担が問題にならないのかと。さっきお金の面でも厳しい、厳しいと言っていたでしょう。私も予想していなかったけれどもこんな大きな災害が来て、それでもまだ幸い皆さんの見通しだと平成 24 年は 1,100 万円ぐらいの黒字なわけですよ。私もじたばたする必要はないと思う。1,000 万円しかもうからないと言って。あとは資金繰りをうまくやればいいんですよ。平準化債を使って 4 条予算の不足分額を圧縮すれば、そんな急激に手持ち資金がなくなったりしないわけですよ。それで、今は使わない、今は使わないと言っているけれども、今使わなかったら後ほとんど永遠に使う機会はないですよ、後は。でしょう。平準化債使えるのは減価償却から元金償還が上回る時期しか平準化債使えないんだから。だから、今使えないということは永遠に使わないことになっちゃうんだ。だから使いたいと、平成 30 年過ぎて使いたいと言ってももう使えないんですよその時期には。これは極めて下手くそなやり方だと私は思う。使える時期に使える資金は使うというふうに私は思うんですけれども。あと何年かしたら使えなくなるんだからどっちみち、そして減価償却よりも元金償還がはるかに 1 億円近く低くなる時期がずっと続いて、またちょっと元金償還ふえるけれども、その減価償却まではいかないでまた下がっていくという、そういうことになっているんです。何で使うチャンスのあるときに、ちょっと心細いなと思いはじめたでしょう、何で使わないのかと。もう少し考えてみたらいいんじゃないのかと私思うんですけれども、どうですか。

○佐藤水道事業管理者

確かに資金面ではここ多分 2 年、3 年の中で見通しがつかない状況ではございますが、そんな中でも資本費平準化債の選択については一つの選択肢だという考えは持っております。それらも総合的に勘案しながら今後の経営の判断をしていきたいなと思っております。

す。

○藤原委員

何回も言うんだけど、これはもう今しか使えないんですよ。減価償却を超える時期にしか使えない制度なんだから、その後は楽になるんだけどね。だから厳しい今こそ使うべきなんですよ。だから、よくその辺を市長とも相談していただいて再考していただきたいということをお願いして質疑を終わります。

○竹谷委員

水道事業、予算も含めてこれからどういう合理化をしていって財政の健全化を図っているのか。それについてはお考えになっていますか。

○佐藤水道事業管理者

今回の24年度の予算編成に当たりましては、昨年の大震災を経験をしまして、例えばいろんな事業については見直しをさせていただきました。震災の対応についても優先順位をつけさせていただきました。これから将来的ないろんな合理化という言葉が適切かどうかわかりませんが、そんな中で実は24年度の中に、一つは例えば窓口業務の外部委託化とかそういう予算を今回先進地に行って勉強する研修費用でございますが、それらも計上してございまして、将来的にはそういう民間でできるものについては民のほうにという考え方は今年度から持っていきたいなと思ってございます。

○竹谷委員

じゃあお聞きしますが、県との契約水量は幾らですか。1日。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

24年度につきましては、1万4,700トンでございます。最終覚書水量は2万1,000トンでございます。

○竹谷委員

1万4,700。そうか。これを見ますと仙台分水がコスト的には高がついていますよね。現実的に。県の広水も当初計画よりはダブリぎみですよ。そう見ているんですけども、そういう見方でよろしいですか。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

今回1日平均配水量等も減ってございます。広域水道に関しましては責任水量というものを今現在持たせられております。要するに年度の契約水量の80%については使っても使わなくても払ってくださいというような契約内容になってございます。それでこれ、前にも管理者のほうからお話し申し上げておりますけれども、今回の震災の内容におきまして、各市町村需要水量というものごとでも落ちているというのは事実だと思います。そういった中で今現在の契約水量の中での80%、これを継続されたのではなかなか非常に苦しいというような状態が今後とも続きますので、それらについては検討していただきたいというような要望書は提出しておりますけれども、まだその辺の回答が来ていないというのがありますけれども、今後市町村受水団体でその辺を推し進めていかなければならないというような

考えでございます。こういった関係から今回の水量の持っていく方につきましては、仙南仙塩広域水道については1万4,700トンの80%の内容で見ている、その分水が少ないわけですから、仙台分水が5,000トンございますけれども、昨年4,800トンの予定で予算は計上させていましたけれども、今回3,800トンになったと。どうしても水が少ないものですから割高になってしまったというような内容でございます。

○竹谷委員

こういう時期でこれからの水道事業を考えれば、極端に言うなら県の広水がダブつき気味であれば、仙台分水を取りやめてそちらに切りかえていくという手法も考えるべきじゃないのかなというぐあいに私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○佐藤水道事業管理者

そういう考え方もあるかと思いますが、現時点では仙台市と当時分水契約を当時結んだいろんな経緯もございます。一概にじゃあ多賀城市は分水契約をやめるということにはなかなかいかないものですから、実際現在仙台からもらっているのは、名取市と七ヶ浜町と多賀城市の2市1町だけでございます。その中でも当然将来的な議論はしなくちゃならない事項かなと思ってございます。

○金野委員長

ここで皆様方に申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

○竹谷委員

これからの水道計画の中で、やっぱりその辺の全体の人口の当初は7万2,000ぐらいの人口を想定した計画だったはずですよ。今は幾ら6万5,000といってもそこまで到達していない。やはりこれからの5年の人口推計等々を加味しながらどうあるべきかということ私はここは議論しておくべきだと、研究しておくべきだと。場合によっては仙台に仙台分水をぼんと切るわけにはいかないから、徐々にやっぱり負担、金をできるだけコストの安い水に切りかえていくというのが私は経営していく中で大事ではないかというふうな気がしているんですよ。というのは、仙台の市民に売っている水と我々に来ている水の単価が全然違うんですよ。現実論。ですから、私はそうであるならば、安い広水に主眼を置いて、高い仙台分水は徐々に減らして行って最後には契約をしないという方向も一つの経営の視野に入れて検討していくのが今の時期ではないかというふうに思っているんですけども、これは管理者にどうですかと言ってもなかなか私の意図する答弁はないと思いますので、そういうことも視野に入れて、コストを低減をしながら安価での市民に対する水の供給ということを考えていくことが大事ではないのかなというふうに思いますので、その辺もちょっと研究をしながら進めていただきたいなというふうに思います。答弁は要りませんので。よろしく申し上げます。

○藤原委員

すみません、ちょっと私ね、水源の問題については竹谷さんと意見が違いまして、コストの問題ももちろんあるけれども、安易に水源を一本だけに頼るのは私はちょっと危険ではないかというふうに思いますので、そういう意見表明しておきます。

それから、自衛隊の駐屯地のほうに行っている口径は 150 ミリだというふうにこれまでの議論ではっきりしています。ところが多賀城市の料金体系は、口径別の料金は 100 ミリまでしか書いていないと。100 ミリまでしか設定していないということですね。それで、以前に 150 ミリの口径料金もきちんとしてお願ひしたらどうだという話をしたときに、いや実は多賀城の水道というのは海軍工廠でできて、米軍が使って防衛庁も使って、防衛庁から無償で移管を受けて給水しているので、そこまではちょっとという話でした。だけれども、全面移管受けてからもう 30 年以上たつたでしょう。33 年じゃないかと思うんですけども、全面移管受けた年は何年何月でしたか。

○佐藤水道事業管理者

昭和 56 年と記憶してございます。

○藤原委員

皆さんがつくった年表には昭和 54 年の 4 月に全面移管されたと書いてあるんですよ。だから防衛庁から移管を受けてもう 33 年になるということだね。だからそういう考え方はそろそろもう脱却していいんじゃないかと。時効じゃないかと。しかも、自衛隊の皆さん方に負担を求めるものじゃないんです、これは。5 兆円弱の防衛費の中で 100 万円か何ぼかよくわからないんだけど、負担増をお願いするということなんですよ。防衛庁のほうに。だから私は、もう移管を受けて 33 年もたっているんだから、そういうふうな考え方はもういいんでないかと。世の中には時効というのがあって、実態に合わせた料金にそろそろしてもいいんじゃないかと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○佐藤水道事業管理者

その件については管理課長のほうから答弁をさせます。

○小幡管理課長

藤原委員さんのおっしゃるとおり、以前は自衛隊のほうに 150 ミリのメーターがついてございました。それで、メーターは法律上の使用期間がございますので取りかえるんですけども、メーターもいろいろ進歩してまして口径 100 ミリのメーターでも十分今の自衛隊の使用量に耐えられるというメーターがございますので、今 100 ミリのメーターをつけてございます。

○藤原委員

私が言っているのは、メーターがどうのこうの、100 ミリのメーターでも水量はかかれるかかかれないとかという問題ではなくて、口径別料金制をとっているでしょう皆さんは。13 ミリはこうしますよと。20 ミリはこうしますよと、25 ミリ以上はこうしますよと。だから実態に合わせた 150 ミリの口径料金を設定したっていいんじゃないかと。そういう時期じゃないですかということを行っているんですよ。メーターの性能のことを言ってい

るんじゃないんですよ、私言っているのは。実態に合わせた料金設定やっていったらいいんじゃないのと、もう33年もたっているんだから、そういうことなんですけれども、どうですか。

○佐藤水道事業管理者

その辺につきましては、実は今回の災害で駐屯地のほうも、何かすべての施設をすべて今回見直し点検を図っているやに聞いてございます。その中で水道の管口径についてもあるいは変更になるような情報も入ってございます。その辺も総合的に判断しながら、150ミリの料金設定が可能であればその辺もこれから検討してまいりたいなと思ってございます。

○金野委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第27号 平成24年度多賀城市水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○金野委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○金野委員長

以上で、本予算特別委員会に付託されました議案第22号から議案第27号までの平成24年度多賀城市各会計予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については私に一任願いたいと思います。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

長期間にわたり御協力いただきましてありがとうございました。

午後5時04分 閉会

---

予算特別委員会

委員長 金野 次男